



埼玉県報

第19号
令和元年(2019年)
7月9日
火曜日

目次

条例のあらまし

- 埼玉県手数料条例の一部を改正する条例のあらまし（財政課）
- 選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例のあらまし（市町村課）
- 埼玉県行政不服審査法関係手数料条例の一部を改正する条例のあらまし（文書課）
- 埼玉県税条例の一部を改正する条例のあらまし（税務課）
- 埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例のあらまし（保健体育課）
- 埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例のあらまし（保安課）

条例

- 埼玉県手数料条例の一部を改正する条例（財政課）
- 選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（市町村課）
- 埼玉県行政不服審査法関係手数料条例の一部を改正する条例（文書課）
- 埼玉県税条例の一部を改正する条例（税務課）
- 埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例（保健体育課）
- 埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例（保安課）

規則

- 埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則（税務課）

告示

- 参議院議員通常選挙投票用紙印刷業務に関する契約の相手方等の告示（市町村課）
- 大里用水土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 秦第二土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- さいたま都市計画高度利用地区の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 上尾都市計画高度利用地区の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 春日部都市計画高度利用地区の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）

令和元年(2019年)7月9日

- さいたま都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 県立特別支援学校埴保己一学園及び県立上尾特別支援学校スクールバス運行業務委託に関する入札公告（特別支援教育課）
- 県立熊谷特別支援学校スクールバス運行業務委託に関する入札公告（特別支援教育課）
- 県立大宮北特別支援学校スクールバス運行業務委託に関する入札公告（特別支援教育課）
- 県立越谷西特別支援学校スクールバス運行業務委託に関する入札公告（特別支援教育課）
- 県立所沢おおぞら特別支援学校スクールバス運行業務委託に関する入札公告（特別支援教育課）
- 埼玉県警察本部分庁舎（宮原）ほか44施設で使用する電気に関する落札者等の公示（会計課）
- 県道志木停車場線の供用の開始（朝霞県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二号）（財政課）

一 趣旨

消費税法等の一部改正に伴い、電気工事士免状交付手数料等の額を改定するた
めの改正。

二 内容

消費税法等の一部改正に伴う手数料の改定

（例）電気工事士免状交付手数料（第二種電気工事士免状）

現行 五千二百円

改正後 五千三百円

三 施行期日

令和元年十月一日

本号で公布された条例のあらまし

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三号）（市町村課）

一 趣旨

選挙長等の報酬の額を改定するための改正

二 内容

(一) 選挙長、選挙分会長及び審査分会長の報酬

現行 一〇、六〇〇円

改正後 一〇、八〇〇円

(二) 選挙立会人及び審査分会立会人の報酬

現行 八、八〇〇円

改正後 八、九〇〇円

三 施行期日等

公布の日から施行し、令和元年七月二十八日に任期が満了することとなる参議院議員の任期満了による選挙から適用

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県行政不服審査法関係手数料条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四号）

（文書課）

一 趣旨

工業標準化法の一部改正に伴い、規定の整備を行う。

二 内容

用語の改正

		用語
現行	日本工業規格	
改正後	日本産業規格	

三 施行期日

公布の日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県税条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第五号）（税務課）

一 趣旨

地方税法等の一部改正に伴い、法人事業税の税率を引き下げる等を行う。

二 内容

(一) 個人県民税

個人県民税の非課税措置の対象に单身児童扶養者を追加する。

(二) 法人事業税

法人事業税（所得割及び収入割に限る。）の税率を引き下げる。

(三) 自動車税

ア 環境性能割

(ア) 環境性能に応じて定める税率の適用区分を見直すとともに、令和元年十月一日から令和二年九月三十日まで臨時的軽減措置を講ずる。

(イ) 過疎地域等における一般乗合用バスに対する非課税措置に関して、県の条例で定めることとされている要件を規定する。

(ウ) 公共交通移動等円滑化基準に適合したバス及びタクシー（いずれも新車に限る。）を取得した場合に課税標準から一定額を控除する特例措置を令和元年十月一日から令和三年三月三十一日まで講ずる。

(エ) 一定の要件を満たした新車の先進安全自動車を取得した場合に課税標準から一定額を控除する特例措置を令和元年十月一日から令和三年三月三十一日まで講ずる。

イ 種別割

(ア) 令和元年十月一日以後に初回新規登録を受けた自家用の乗用車等に係る税率を引き下げる。

(イ) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた自動車の税率を軽減する特例措置（軽課）及び初回新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車の税率を重くする特例措置（重課）の見直し等を行う。

(四) その他

地方税法等の改正及び元号が改められたことに伴い、規定の整備を行う。

三 施行期日

令和元年十月一日

二(一)については、令和三年一月一日

二(三)イ(イ)のうち、特例措置（軽課）の対象を電気自動車等に限定する見直し等

については、令和三年四月一日

二(四)のうち、個人県民税に係る規定の整備については、令和二年一月一日又は令和六年一月一日

二(四)のうち、不動産取得税に係る規定の整備については、農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律の附則第一条第二号に掲げる施行の日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第六号）（保健体育課）

一 趣旨

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に対する休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額及び介護補償の額の改定等をするための改正

二 内容

補償基礎額、介護補償の額の改定及びその他規定の整備

三 施行期日

公布の日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第七号）（保安課）

一 趣旨

消費税法等の一部改正に伴い、機械警備業務管理者講習手数料等の額を改定するため改正

二 内容

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴う手数料の改定

（例）機械警備業務管理者講習手数料

（現行）三万八千円 ↓ （改正後）三万九千円

三 施行期日

令和元年十月一日

条 例

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年七月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二号

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例

埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の一部を次のように改正する。

別表危機管理防災部の項第九号中「六千五百円」を「六千六百円」に、「四千五百円」を「四千六百円」に、「三千六百円」を「三千七百円」に改め、同項第二十三号中「一万七千円」を「一万八千円」に改め、同項第三十七号中「九千円」を「九千三百円」に、「八千五百円」を「八千八百円」に、「八千四百円」を「八千七百円」に、「七千九百円」を「八千二百円」に改め、同項第三十八号中「七千六百円」を「七千九百円」に、「七千四百円」を「六千二百円」に、「五千五百円」を「五千七百円」に改め、同項第四十九号中「五千九百円」を「六千円」に、「五千二百円」を「五千三百円」に改め、同項第五十号中「二千六百円」を「二千七百円」に改め、同項第五十一号中「二千円」を「二千五百円」に改め、同項第六十九号中「二万七百元」を「二万千四百円」に、「二万二百円」を「二万九百円」に改める。

別表環境部の項第三号中「八千円」を「八千五百円」に改める。

別表保健医療部の項第九十一号中「二万六百元」を「二万七百元」に改める。

別表産業労働部の項第十二号中「一万七千九百円」を「一万八千二百円」に、「一万九百円」を「一万二千五百円」に改める。

別表都市整備部の項第七十三号中「一万九千二百円」を「一万九千三百円」に改め、同項第七十六号中「一万七千七百円」を「一万七千九百円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年十月一日から施行する。

条 例

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年七月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第三号

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和四十九年埼玉県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

別表中「一〇、六〇〇円」を「一〇、八〇〇円」に、「八、八〇〇円」を「八、九〇〇円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、令和元年七月二十八日に任期が満了することとなる参議院議員の任期満了による選挙から適用する。

条 例

埼玉県行政不服審査法関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年七月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第四号

埼玉県行政不服審査法関係手数料条例の一部を改正する条例

埼玉県行政不服審査法関係手数料条例（平成二十七年埼玉県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

別表の備考一中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条 例

埼玉県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年七月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第五号

埼玉県税条例の一部を改正する条例

(埼玉県税条例の一部改正)

第一条 埼玉県税条例(昭和二十五年埼玉県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二十一条の三第一項第二号中「又は寡夫」を「寡夫又は単身児童扶養者」に改める。

第二十六条の三第一項中「第四十八条」を「第七百三十九条の五」に改める。

第二十六条の五の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第一項中「同項の」を「同項に規定する」に改める。

第二十六条の六の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第一項中「第二百三条の五第一項」を「第二百三条の六第一項」に改め、「ならない者」の下に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける第二十一条第一項第一号に掲げる者であつて、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第二百三条の六第一項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同条第二項中「第二百三条の五第二項」を「第二百三条の六第二項」に改める。

第二十八条中「第四十二条第三項」を「第七百三十九条の四第二項」に改める。

第三十一条の四第一項第一号ハ中「によつて」を「により」に改め、同号ハの表中「百分の一・九」を「百分の〇・四」に、「百分の二・七」を「百分の〇・七」に、「百分の三・六」を「百分の一」に改め、同項第二号中「によつて」を「により」に改め、同号の表中「百分の五」を「百分の三・五」に、「百分の七・三」を「百分の五・三」に、「百分の九・六」を「百分の七」に改め、同条第二項中「百分の一・三」を「百分の一」に改め、同条第三項第一号ハ中「百分の三・六」を「百分の一」に改め、同項第二号中「百分の六・六」を「百分の四・九」に改め、同項第三号中「百分の九・六」を「百分の七」に改める。

第三十二条の十一の六の見出し中「農地利用集積円滑化団体等」を「農地中間管理機構」に改め、同条第一項中「農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十一条の十四に規定する農地利用集積円滑化団体又は」及び「（以下この項及び第三項において「農地利用集積円滑化団体等」という。）」を削り、「第四条第三項第一号ロに規定する農地売買等事業又は同法」を「（昭和五十五年法律第六十五号）」に改め、「それぞれ」を削り、「当該期間」を「当該貸付期間」に、「第三項において「農地売買等事業」を「以下この項及び第三項において「農地売買事業」に、「にあつては」を「には」に、「（これらの土地の取得の日」を「（同日」に、「土地改良法による」を「土地改良法第二条第二項に規定する」に、「同法第二条第二項第二号」を「同項第二号」に、「当該事業」を「当該農地売買事業」に、「当該農地利用集積円滑化団体等」を「当該農地中間管理機構」に改め、同条第二項中「前項に定める」を「同項に規定する」に、「には、当該取得の日」を「には、同日」に改め、同条第三項中「農地利用集積円滑化団体等が農地売買等事業」を「農地中間管理機構が農地売買事業」に改め、「及び」の下に「その取消し並びに」を加え、「当該農地利用集積円滑化団体等」を「当該農地中間管理機構」に改める。

第五十一条第一項第一号イ中「乗用車」を「営業用の乗用車」に改め、同号イ(1)を次のように改める。

- (1) 次のいずれかに該当すること。
 - (i) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この項において「排出ガス保安基準」という。）で施行規則で定めるもの（以下この号及び次項第一号において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
 - (ii) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号及び次項第一号において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

第五十一条第一項第一号イ(2)を削り、同号イ(3)中「平成三十二年以降」を「令和二年度以降」に、「第四項」を「以下この条」に改め、同号イ(3)を同号イ(2)と

し、同号ニ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

第五十一条第一項第一号ニ(2)を削り、同号ニ(3)を同号ニ(2)とし、同号ニを同号ホとし、同号ハ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

第五十一条第一項第一号ハ(2)を削り、同号ハ(3)を同号ハ(2)とし、同号ハを同号ニとし、同号ロ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

第五十一条第一項第一号ロ(2)を削り、同号ロ(3)を同号ロ(2)とし、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

- (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (2) エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

第五十一条第一項第二号中「。次項第二号」を「。次項第三号」に改め、同号イ(1)を次のように改める。

- (1) 次のいずれかに該当すること。
 - (i) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（次項第三号イ(1)(i)において「平成三十年軽油軽中量車基準」という。）に適合すること。
 - (ii) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号及び次項第三号において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

第五十一条第一項第二号イ(2)を削り、同号イ(3)を同号イ(2)とし、同号ハ(1)を次のように改める。

- (1) 次のいずれかに該当すること。
 - (i) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年十月一日（車両総重量が三・五トンを超え七・五トン以下のものにあつては、平成三十年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（次項第三号ハ(1)(i)において「平成二十八年軽油重量車基準」という。）に適合すること。
 - (ii) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日（車両総重量が十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号及び次項第三号において「平成二十一年軽油重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

第五十一条第一項第二号ニを削り、同号ホを同号ニとし、同号を同項第三号と

し、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 次に掲げる石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法第四百四十九条第一項第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項第二号において同じ。）

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号及び次項第二号において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号及び次項第二号において「平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

第五十一条第二項第一号イ中「乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラック」を「営業用の乗用車」に改め、同号イ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

第五十一条第二項第一号イ(2)を削り、同号イ(3)を同号イ(2)とし、同号ハ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

第五十一条第二項第一号ハ(2)を削り、同号ハ(3)を同号ハ(2)とし、同号ハを同号ホとし、同号ロ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

第五十一条第二項第一号ロ(2)を削り、同号ロ(3)を同号ロ(2)とし、同号ロを同号ニとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排

出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ハ 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百を超えて得た数値以上であること。

第五十一条第二項第二号イ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。

(ii) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

第五十一条第二項第二号イ(2)を削り、同号イ(3)を同号イ(2)とし、同号ハ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。

(ii) 平成二十一年軽油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

第五十一条第二項第二号ニを削り、同号ホを同号ニとし、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 次に掲げる石油ガス自動車

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

- (i) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- (ii) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (2) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。
- ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 次のいずれかに該当すること。
 - (i) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
 - (ii) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (2) エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率以上であること。

第五十一条第四項中「及びロ」を「からハマで」に、「第一号イに」を「第一号イからハマで」に改め、同項の表第一項第一号イ(3)の項中「第一項第一号イ(3)」を「第一項第一号イ(2)」に、「平成三十二年以降」を「令和二年度以降」に、「第四項」を「以下この条」に、「次項第一号イ(3)」を「次項第一号」に改め、同項の次に次のように加える。

第一項第一号ロ(2)	平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百六十五
------------	--------------------------	----------------------------

第五十一条第四項の表第一項第一号ロ(3)の項中「第一項第一号ロ(3)」を「第一項第一号ハ(2)」に改め、同表第二項第一号イ(3)の項中「第二項第一号イ(3)」を「第二項第一号イ(2)」に改め、同表に次のように加える。

第二項第一号ロ(2)	平成三十二年度基準エネルギー消費効率	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値
------------	--------------------	-----------------------------------

第二項第一号ハ(2)	
平成二十七年基準エネ ルギー消費効率に百分の 百十	平成二十二年度基準エネ ルギー消費効率に百分の 百三十八

第五十五条の八第一項第一号ロ(1)中「二万九千五百円」を「二万五千円」に改め、同号ロ(2)中「三万四千五百円」を「三万五百円」に改め、同号ロ(3)中「三万九千五百円」を「三万六千円」に改め、同号ロ(4)中「四万五千円」を「四万三千五百円」に改め、同号ロ(5)中「五万千円」を「五万円」に改め、同号ロ(6)中「五万八千円」を「五万七千円」に改め、同号ロ(7)中「六万六千五百円」を「六万五千五百円」に改め、同号ロ(8)中「七万六千五百円」を「七万五千五百円」に改め、同号ロ(9)中「八万八千円」を「八万七千円」に改め、同号ロ(10)中「十一万千円」を「十一万円」に改め、同号ロ(11)中「二万九千五百円」を「二万五千円」に改め、同項第五号ハ(1)中「二万三千六百円」を「二万円」に改め、同号ハ(2)中「二万七千六百円」を「二万四千四百円」に改め、同号ハ(3)中「三万六千六百円」を「二万八千八百円」に改め、同号ハ(4)中「三万六千円」を「三万四千八百円」に改め、同号ハ(5)中「四万八千円」を「四万円」に改め、同号ハ(6)中「四万六千四百円」を「四万五千六百円」に改め、同号ハ(7)中「五万三千二百円」を「五万二千四百円」に改め、同号ハ(8)中「六万二千二百円」を「六万四百円」に改め、同号ハ(9)中「七万四百円」を「六万九千六百円」に改め、同号ハ(10)中「八万八千八百円」を「八万八千円」に改め、同号ハ(11)中「二万三千六百円」を「二万円」に改める。

附則第三条の二中「第二十九条の九第一項」の下に「及び法附則第二十九条の十第一項」を、「賦課徴収」の下に「及び減免」を加える。

附則第六条の二第二項中「平成四十五年度」を「令和十五年度」に改める。

附則第六条の四中「平成三十五年度」を「令和五年度」に改める。

附則第八条中「百分の六・六」を「百分の四・九」に、「百分の七・九」を「百分の五・七」に改める。

附則第十一条の二中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

附則第十二条第一項、第十三条、第十四条第一項及び第三項並びに第二十一条第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附則第二十二条の三に次の一項を加える。

2 自家用の乗用車に対する第五十一条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第三項の規定の適用については、当該自家用の乗用車の取得が特定期間に行われたときに限り、同条第二項中「百

分の二」とあるのは「百分の一」と、同条第三項中「百分の三」とあるのは「百分の二」とする。

附則第二十二条の三を附則第二十二条の四とし、同条の次に次の二条を加える。

(自動車税の環境性能割の課税標準の特例)

第二十二条の五 道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を經營する者が同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車又は同法第三条第一号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を經營する者がその事業の用に供する自動車(以下この項及び次項において「路線バス等」という。)のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの(施行規則で定めるものに限る。)で最初の第四十八条第三項に規定する新規登録(以下この条、附則第二十三条及び附則第二十三条の二において「初回新規登録」という。)を受けるものに対する第五十条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から千万円を控除して得た額」とする。

一 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)第三条第一項に規定する基本方針(次項第一号及び第三項第一号において「基本方針」という。)に令和二年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

二 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第八条第一項に規定する公共交通移動等円滑化基準(次項第二号及び第三項第二号において「公共交通移動等円滑化基準」という。)で施行規則で定めるものに適合するものであること。

2 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第五十条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から六百五十万円(乗車定員三十人未満の附則第二十二条の五第二項に規定する路線バス等にあつては、二百万円)を控除して得た額」とする。

一 基本方針に令和二年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

二 公共交通移動等円滑化基準で施行規則で定めるものに適合するものであること。

3 道路運送法第三条第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を經營する者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつてその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第一号に規定する高齢者、障害者等（第三号において「高齢者、障害者等」という。）の移動上の利便性を特に向上させるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第五十条の規定の適用については、当該乗用車の取得が令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から百万円を控除して得た額」とする。

一 基本方針に令和二年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

二 公共交通移動等円滑化基準で施行規則で定めるものに適合するものであること。

三 高齢者、障害者等を含む全ての利用者の移動上の利便性を向上させる機能を有する構造及び設備が特に優れたものとして国土交通大臣が認めたものであること。

4 次に掲げる自動車のうち、横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第六項までにおいて「車両安定性制御装置」という。）、衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第六項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置」という。）又は車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この条において「車線逸脱警報装置」という。）のいずれか二以上を備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第五十条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和元年十月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。」から五百二十五万円を控除して得た額」とする。

一 車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。）以下この項から第七項までにおいて同じ。）が五トン以下の乗用車（施行規則で定めるものに限る。）又はバス（施行規則で定めるものに限る。）（以下この項から第七項までにおいて「バス等」という。）であつて、同法第四十一条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの（以下この項から第六項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）及び同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定めら

れた車線逸脱警報装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの（以下この条において「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもの

二 車両総重量が五トンを超え十二トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上若しくは公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの（以下この項から第六項までにおいて「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）、同条の規定により平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか二以上に適合するもの

三 車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラック（施行規則で定めるけん引自動車及び被けん引自動車を除く。次項から第七項までにおいて同じ。）であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか二以上に適合するもの

5 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第五十条の規定の適用については、第一号から第三号までに掲げる自動車にあつては当該自動車の取得が令和元年十一月一日から令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、第四号に掲げる自動車にあつては当該自動車の取得が令和元年十月一日から令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から三百五十万円を控除して得た額」とする。

一 車両総重量が五トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

二 車両総重量が五トンを超え十二トン以下のバス等であつて、道路運送車両

法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

三 車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

四 車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

6 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制御装置のいずれかを備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第五十条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和元年十月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から三百五十万円を控除して得た額」とする。

一 車両総重量が五トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準に適合するもの

二 車両総重量が五トンを超え十二トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

三 車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラックであつて、道路運送

車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

7 バス等又は車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラック若しくは車両総重量が二十トンを超え二十二トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準に適合するものうち、車線逸脱警報装置を備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第五十条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和二年十月三十一日（バス等及び車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラックにあつては、令和元年十月三十一日）までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から百七十五万円を控除して得た額」とする。

8 前各項の規定は、第五十四条又は法第六十一条の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車の取得につき前各項の規定の適用を受けようとする旨その他の施行規則で定める事項の記載がある場合に限り、適用する。（自動車等持出困難区域内自動車等以外の自動車に対する自動車税の環境性能割の納税義務の免除等）

第二十二条の六 法附則第五十三条の二第二項第一号に規定する自動車等持出困難区域（以下この項及び附則第二十三条の三第五項において「自動車等持出困難区域」という。）内の自動車等（以下この項及び附則第二十三条の三第五項において「対象区域内自動車等」という。）の当該自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（第四十八条第一項又は法第四百四十四条第一項に規定する場合には、これらの規定に規定する買主）その他の施行令で定める者が対象区域内自動車等以外の自動車（以下この項及び附則第二十三条の三第一項において「他の自動車」という。）の取得をした場合において、当該他の自動車の取得をした後に、対象区域内自動車等が法附則第五十三条の二第二項に規定する対象区域内用途廃止等自動車等（以下この項及び附則第二十三条の三第五項において同じ。）に該当することとなり、かつ、当該取得した他の自動車を対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと知事が認めるときは、当該他の自動車の取得が同日から令和三年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該他の自動車に対して課する自動車税の環境性能割に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2 自動車税の環境性能割に係る徴収金を徴収した場合において、当該自動車税の環境性能割について前項の規定の適用があることとなつたときは、同項の施行令で定める者の申請に基づいて、当該徴収金を還付する。

3 知事は、前項の規定により自動車税の環境性能割に係る徴収金を還付する場合において、還付を受けるべき者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当しなければならない。

4 前二項の規定により自動車税の環境性能割に係る徴収金を還付し、又は充当する場合には、第二項の規定による還付の申請があつた日から起算して十日を経過した日を法第十七条の四第一項各号に掲げる日とみなして、同項の規定を適用する。

附則第二十二條の二の次に次の一條を加える。

(自動車税の環境性能割の非課税)

第二十二條の三 法附則第十二條の二の十第一項の條例で定める路線は、国土交通大臣が地方バス路線の維持のために交付する車両購入に係る補助を受けて取得した一般乗合用のバスが運行の用に供される路線とする。

2 第五十一條第一項第一号ロ(同條第四項において準用する場合を含む。)又は第二号ロに掲げる自動車に対しては、当該自動車の取得が令和元年十月一日から令和二年九月三十日までの間(次條第二項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第四十七條第一項の規定にかかわらず、自動車税の環境性能割を課さない。

附則第二十三條の見出しを削り、同條の前に見出しとして「(自動車税の種別割の税率の特例)」を付し、同條中「電気自動車をいう」の下に「。次項第一号及び次條第二項において同じ」を加え、「同項第二号」を「法第四百九條第一項第二号」に改め、「天然ガス自動車をいう」の下に「。次項第二号及び次條第二項において同じ」を、「ものをいう」の下に「。同項において同じ」を加え、「同項第三号」を「法第四百九條第一項第三号」に、「」並びに「」を「次條第二項において同じ。」並びに「家用の乗用車(三輪の小型自動車であるものを除く。次項において同じ。)、」に改め、同條第一号中「ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成十八年三月三十一日」を「第五十一條第一項第一号に規定するガソリン自動車(以下この條において「ガソリン自動車」という。)(又は同項第二号に規定する石油ガス自動車(以下この條において「石油ガス自動車」という。))で平成二十年三月三十一日」に改め、「最初の第四十八條第三項に規定する新規登録(以下この條において「」及び「」という。)」

を削り、同条第二号中「第五十一条第一項第二号」を「第五十一条第一項第三号」に改め、「軽油自動車」の下に「（次項第六号において「軽油自動車」という。）」を加え、「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同条の表第一項第一号ロの項及び第一項第五号ハの項を削り、同条に次の二項を加える。

2 次に掲げる自動車に対する第五十五条の八の規定の適用については、当該自動車（自家用の乗用車及びキャンピング車（以下この条及び次条において「自家用の乗用車等」という。）を除く。）が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（法第七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成三十一年四月一日（自家用の乗用車等にあつては、令和元年十月一日）から令和二年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和三年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第五十五条の八の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 電気自動車

二 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた第五十一条第一項第一号イ(1)(i)に規定する排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合するもの又は法第四百九十九条第一項第二号ロに規定する平成二十一年天然ガス車基準（以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので施行規則で定めるもの

三 法第四百九十九条第一項第三号に規定する充電機能付電力併用自動車

四 ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が第五十一条第一項第一号イ(1)(i)に規定する平成三十年ガソリン軽中量車基準（次項第一号において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第一項第一号イ(1)(ii)に規定する平成十七年ガソリン軽中量車基準（次項第一号において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率と同条第一項第一号イ(2)に規定する平成三十二年度基準エネルギー消費効率（以下この条において「平成三十

二年度基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百三十を乗じて得た数値以上のもので施行規則で定めるもの

五 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が第五十一条第一項第二号イ(1)(i)に規定する平成三十年石油ガス軽中量車基準(次項第二号において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第一項第二号イ(1)(ii)に規定する平成十七年石油ガス軽中量車基準(次項第二号において「平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百三十を乗じて得た数値以上のもので施行規則で定めるもの

六 軽油自動車のうち、第五十一条第一項第三号イ(1)(i)に規定する平成三十年軽油軽中量車基準又は同号イ(1)(ii)に規定する平成二十一年軽油軽中量車基準に適合する乗用車

第一項第一号イ		第一項第一号ロ	
七千五百円	二千円	二万七千二百円	七千円
八千五百円	二千五百円	二万三千六百円	六千円
九千五百円	二千五百円	二万七千九百円	四千五百円
一万三千八百円	三千五百円	一万七千九百円	四千元
一万五千七百円	四千元	二万五千円	五千五百円
一万七千九百円	四千五百円	二万七千二百円	六千円
二万七千二百円	七千円	四万七千七百円	一万七千円
二万五千円	六千五百円	二万七千二百円	七千円
三万五百円	八千円	四万七千七百円	一万七千円
三万六千円	九千円	二万五千円	六千五百円
四万三千五百円	一万千円	三万五百円	八千円
五万円	一万二千五百円	三万六千円	九千円
五万七千円	一万四千五百円	四万三千五百円	一万千円
六万五千五百円	一万六千五百円	五万円	一万二千五百円
七万五千五百円	一万九千円	五万七千円	一万四千五百円
八万七千円	二万二千元	六万五千五百円	一万六千五百円
十一万円	二万七千五百円	七万五千五百円	一万九千円
		八万七千円	二万二千元
		十一万円	二万七千五百円

第一項第二号イ														第一項第二号ロ														第一項第二号ハ(1)														第一項第二号ハ(2)														第一項第三号イ(1)														第一項第三号イ(2)													
六千五百円		九千円		一万二千円		一万五千円		一万八千五百円		二万二千元		二万五千五百円		二万九千五百円		二万二千五百円		二万二千五百円		二万九千円		二万六千五百円		三万二千元		三万八千元		四万四千元		五万五百円		二千円		二千五百円		三千円		四千円		五千円		六千円		七千五百円		七千円		八千円		九千五百円		一万千円		一万三千円																													

第二項第一号	第一項第五号二			第一項第五号ハ												第一項第五号ロ			第一項第四号			第一項第三号口																																																																																						
				六千三百円			四十七百円			三千七百円			一万五千五百円									九千円			一万八千五百円			八万八千円			六万九千六百円			六万四百円			五万二千四百円			四万五千六百円			四万円			三万四千八百円			二万八千八百円			二万四千四百円			二万円			四千八百円			一万九百円			一万四千七百円			二万三千円			一万九百円			一万六千九百円			六千円			四千五百円			八万三千円			七万四千円			六万五千五百円			五万七千円			四万九千円			四万円			三万三千円			六万四千円			五万七千円		
				千六百円			千二百円			千円			三千円									二千五百円			六千五百円			五千円			一万五千五百円			一万七千五百円			二万二千円			一万五千五百円			一万三千五百円			一万五千五百円			九千円			七千五百円			六千五百円			五千円			四千円			三千円			六千円			四千五百円			千五百円			二千円			一万八千五百円			一万四千五百円			一万二千五百円			一万五百円			八千五百円			一万六千円			一万四千五百円											

第二項第二号	
五千二百円	千三百円
六千三百円	千六百円
八千円	二千円

3

次に掲げる自動車に対する第五十五条の八の規定の適用については、当該自動車（自家用の乗用車等を除く。）が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（法第七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成三十一年四月一日（自家用の乗用車等にあつては、令和元年十月一日）から令和二年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和三年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第五十五条の八の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上のもので施行規則で定めるもの

二 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上のもので施行規則で定めるもの

第一項第一号イ	
七千五百円	四千円
八千五百円	四千五百円
九千五百円	五千円
一万三千八百円	七千円
一万五千七百円	八千円
一万七千九百円	九千円
二万五百円	一万五百円
二万三千六百円	一万二千元

第一項第二号ハ(2)	第一項第二号ハ(1)	第一項第二号ロ	第一項第二号イ	第一項第一号ロ	二万七千二百円	一万四千円
					四万七百元	二万五百円
					二万五千円	一万二千五百円
					三万五五百円	一万五千五百円
					三万六千円	一万八千円
					四万三千五百円	二万二千元
					五万円	二万五千元
					五万七千円	二万八千五百円
					六万五千五百円	三万三千元
					七万五千五百円	三万八千円
					八万七千円	四万三千五百円
					十一万円	五万五千元
					六千五百円	三千五百円
					九千円	四千五百円
					一万二千元	六千元
					一万五千元	七千五百円
					一万八千五百円	九千五百円
					二万二千元	一万千元
					二万五千五百円	一万三千元
					二万九千五百円	一万五千元
					四千七百元	二千四百円
					八千円	四千円
					一万千五百円	六千元
					一万六千円	八千円
					二万五百円	一万五百円
					二万五千五百円	一万三千元
					三万円	一万五千元
					三万五千元	一万七千五百円
					四万五百円	二万五百円
					六千三百円	三千二百円
					七千五百円	四千円
					一万五千五百円	八千円
					二万六百元	五千五百円
					二万六百元	一万五百円

第一項第五号二	四万五千六百円	二万三千元
	五万二千四百円	二万六千五百円
	六万四百円	三万五百円
	六万九千六百円	三万五千円
	八万八千円	四万四千円
	一万八千五百円	九千五百円
	九千円	四千五百円
	二万五千五百円	一万三千元
	一万千五百円	六千元
	三千七百円	千八百円
第二項第一号	四千七百円	二千三百円
	六千三百円	三千二百円
	五千二百円	二千六百円
	六千三百円	三千二百円
第二項第二号	八千円	四千元
	六千三百円	三千二百円

附則第二十三条の二の見出し中「自動車持出困難区域内自動車」を「自動車等持出困難区域内自動車等」に、「の自動車等」を「の自動車」に改め、「自動車税」の下に「の種別割」を加え、同条第一項中「施行令附則第三十二条第四項に規定する」を「附則第二十二条の六第一項に規定する施行令で定める」に、「附則第十八条の五第一項」を「同項」に改め、「自動車税」の下に「の種別割」を加え、同項各号を次のように改める。

- 一 平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日までの期間 令和元年度分及び令和二年度分
- 二 令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの期間 令和二年度分及び令和三年度分

附則第二十三条の二第二項中「自動車税に係る」を「自動車税の種別割に係る」に改め、「当該自動車税」の下に「の種別割」を加え、「施行令附則第三十二条第四項に規定する」を「同項の施行令で定める」に改め、同条第三項及び第四項中「自動車税」の下に「の種別割」を加え、同条第五項中「対象区域内自動車（第四十七条に規定する自動車に限る。）が対象区域内用途廃止等自動車」を「対象区域内自動車等（自動車であるものに限る。以下この項において同じ。）が対象区域内用途廃止等自動車等」に、「当該対象区域内自動車」を「当該対象区域内自動車等」に、「同条の」を「第四十七条第一項の」に、「自動車持出困難区域」を「自動車等持出困難区域」に、「同条に」を「同項に」に改め、同条を附則第

第二十三条の三とし、附則第二十三条の次に次の一条を加える。

第二十三条の二 埼玉県税条例の一部を改正する条例（令和元年埼玉県条例第

号）の施行の日（以下この項において「特定日」という。）の前日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車等であつて埼玉県税条例等の一部を改正する条例（平成二十八年埼玉県条例第四十三号）第一条の二の規定による改正前の埼玉県税条例（以下この項において「平成二十八年改正前の条例」という。）第四十七条の規定により平成二十八年改正前の条例に規定する自動車税を課されたもの（同日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車等であつて、平成二十八年改正前の条例第四十九条その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により平成二十八年改正前の条例に規定する自動車税を課されなかったものを含む。）又は同日までに法の施行地外において第四十七条第二項に規定する運行に相当するものとして施行規則で定めるものの用に供されたことがある自家用の乗用車等であつて特定日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する自動車税の種別割の税率は、第五十五条の八第一項の規定にかかわらず、一台について、次の各号に掲げる自家用の乗用車等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 自家用の乗用車

イ	総排気量が一リットル以下のもの	年額	二万九千五百円
ロ	総排気量が一リットルを超え、一・五リットル以下のもの	年額	三万四千五百円
ハ	総排気量が一・五リットルを超え、二リットル以下のもの	年額	三万九千五百円
ニ	総排気量が二リットルを超え、二・五リットル以下のもの	年額	四万五千円
ホ	総排気量が二・五リットルを超え、三リットル以下のもの	年額	五万千円
ヘ	総排気量が三リットルを超え、三・五リットル以下のもの	年額	五万八千円
ト	総排気量が三・五リットルを超え、四リットル以下のもの	年額	六万六千五百円
チ	総排気量が四リットルを超え、四・五リットル以下のもの	年額	七万六千五百円
リ	総排気量が四・五リットルを超え、六リットル以下のもの	年額	八万八千円

又 総排気量が六リットルを超えるもの 年額 十一万千円
 ル 電動機を原動機とするもの 年額 二万九千五百円
 ニ キャンピング車

イ 総排気量が一リットル以下のもの 年額 二万三千六百元

ロ 総排気量が一リットルを超え、一・五リットル 年額 二万七千六百元

ル以下のもの

ハ 総排気量が一・五リットルを超え、二リットル 年額 三万六千六百元

ル以下のもの

ニ 総排気量が二リットルを超え、二・五リットル 年額 三万六千円

ル以下のもの

ホ 総排気量が二・五リットルを超え、三リットル 年額 四万八百元

ル以下のもの

ヘ 総排気量が三リットルを超え、三・五リットル 年額 四万六千四百円

ル以下のもの

ト 総排気量が三・五リットルを超え、四リットル 年額 五万三千二百円

ル以下のもの

チ 総排気量が四リットルを超え、四・五リットル 年額 六万二千二百円

ル以下のもの

リ 総排気量が四・五リットルを超え、六リットル 年額 七万四五百円

ル以下のもの

ヌ 総排気量が六リットルを超えるもの 年額 八万八千八百円

ル 電動機を原動機とするもの 年額 二万三千六百元

2

第一項の規定の適用を受ける家用の乗用車等（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車を除く。）のうち、前条第一項各号に掲げるものに対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号イ	二万九千五百円	三万三千九百元
第一号ロ	三万四千五百円	三万九千六百元
第一号ハ	三万九千五百円	四万五千四百円
第一号ニ	四万五千元	五万七千七百元
第一号ホ	五万千元	五万八千六百元
第一号ヘ	五万八千元	六万六千七百元

第一号ト	六万六千五百円	七万六千四百円
第一号チ	七万六千五百円	八万七千九百円
第一号リ	八万八千円	十万二千二百円
第一号ヌ	十一万千円	十二万七千六百円
第一号ル	二万九千五百円	三万三千九百円
第二号イ	二万三千六百円	二万七千百円
第二号ロ	二万七千六百円	三万七千七百円
第二号ハ	三万六千六百円	三万六千三百円
第二号ニ	三万六千円	四万四千四百円
第二号ホ	四万八百円	四万六千九百円
第二号ヘ	四万六千四百円	五万三千三百円
第二号ト	五万三千二百円	六万千百円
第二号チ	六万二千二百円	七万三百円
第二号リ	七万四百円	八万九百円
第二号ヌ	八万八千八百円	十万二千百円
第二号ル	二万三千六百円	二万七千百円

3

第一項の規定の適用を受ける自家用の乗用車等のうち、前条第二項各号に掲げるものに対する第一項の規定の適用については、当該自家用の乗用車等が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（法第七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該自家用の乗用車等の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自家用の乗用車等が平成三十一年四月一日から令和元年九月三十日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第一項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号イ	二万九千五百円	七千五百円
第一号ロ	三万四千五百円	九千円
第一号ハ	三万九千五百円	一万円
第一号ニ	四万五千円	一万千五百円
第一号ホ	五万千円	一万三千円
第一号ヘ	五万八千円	一万四千五百円
第一号ト	六万六千五百円	一万七千円
第一号チ	七万六千五百円	一万九千五百円
第一号リ	八万八千円	二万二千円

第一号又	十一万千円	二万八千円
第一号ル	二万九千五百円	七千五百円
第二号イ	二万三千六百円	六千円
第二号ロ	二万七千六百円	七千円
第二号ハ	三万千六百円	八千円
第二号ニ	三万六千円	九千円
第二号ホ	四万八百円	一万五百円
第二号ヘ	四万六千四百円	一万二千円
第二号ト	五万三千二百円	一万三千五百円
第二号チ	六万二千二百円	一万五千五百円
第二号リ	七万四百円	一万八千円
第二号ヌ	八万八千八百円	二万二千五百円
第二号ル	二万三千六百円	六千円

4

第一項の規定の適用を受ける自家用の乗用車等のうち、前条第三項各号に掲げるものに対する第一項の規定の適用については、当該自家用の乗用車等が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（法第七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該自家用の乗用車等の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自家用の乗用車等が平成三十一年四月一日から令和元年九月三十日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第一項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号イ	二万九千五百円	一万五千円
第一号ロ	三万四千五百円	一万七千五百円
第一号ハ	三万九千五百円	二万円
第一号ニ	四万五千円	二万二千五百円
第一号ホ	五万千円	二万五千五百円
第一号ヘ	五万八千円	二万九千円
第一号ト	六万六千五百円	三万三千五百円
第一号チ	七万六千五百円	三万八千五百円
第一号リ	八万八千円	四万四千円
第一号ヌ	十一万千円	五万五千五百円
第一号ル	二万九千五百円	一万五千円
第二号イ	二万三千六百円	一万二千円

第二号ロ	二万七千六百元	一万四千元
第二号ハ	三万千六百元	一万六千元
第二号ニ	三万六千元	一万八千元
第二号ホ	四万八百元	二万五百円
第二号ヘ	四万六千四百円	二万三千五百円
第二号ト	五万三千二百円	二万七千元
第二号チ	六万二千二百円	三万千円
第二号リ	七万四百円	三万五千五百円
第二号ヌ	八万八千八百円	四万四千五百円
第二号ル	二万三千六百元	一万二千円

附則第二十五条及び第二十五条の二第一項中「平成三十六年三月三十一日」を

「令和六年三月三十一日」に改める。

第二条 埼玉県税条例の一部を次のように改正する。

附則第二十三条に次の一項を加える。

4 第二項（第四号及び第五号を除く。）に掲げる自動車のうち、自家用の乗用車等に対する第五十五条の八第一項の規定の適用については、当該自家用の乗用車等が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り、当該自家用の乗用車等が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和五年度分の自動車税の種別割に限り、第二項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第二十三条の二第三項及び第四項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中埼玉県税条例第二十六条の五及び第二十六条の六の改正規定並びに次項の規定 令和二年一月一日

二 第一条中埼玉県税条例第二十一条の三第一項第二号の改正規定及び附則第三項の規定 令和三年一月一日

三 第二条及び附則第十項の規定 令和三年四月一日

四 第一条中埼玉県税条例第二十六条の三第一項及び第二十八条の改正規定 令和六年一月一日

五 第一条中埼玉県税条例第三十二条の十一の六の改正規定及び附則第五項の規定 農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十二号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

（個人の県民税に関する経過措置）

2 前項第一号に掲げる規定による改正後の埼玉県税条例（以下この項において「令和二年新条例」という。）第二十六条の六第一項の規定は、前項第一号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号）第一条の規定による改正後の所得税法（昭和四十年法律第三十三号。以下この項において「新所得税法」という。）第二百三条の六第一項に規定する公的年金等（新所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する令和二年新条例第二十六条の六第一項に規定する申告書について適用する。

3 附則第一項第二号に掲げる規定による改正後の埼玉県税条例の規定中個人の県民税に関する部分は、令和三年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和二年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

（法人の事業税に関する経過措置）

4 第一条の規定による改正後の埼玉県税条例（以下「新条例」という。）第三十条の四及び附則第八条の規定は、この条例の施行の日（附則第六項及び第七項において「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

5 附則第一項第五号に掲げる規定による改正後の埼玉県税条例第三十二条の十一の六第一項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後の同項に規定する土地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の同号に掲げる規定による改正前の埼玉県税条例第三十二条の十一の六第一項に規定する土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

6 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用する。

7 新条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び令和二年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用する。

- 8 平成二十四年四月一日から地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下この項において「平成二十八年改正法」という。）附則第一条第五号の四に掲げる規定の施行の日の前日までの間に総務大臣が平成二十八年改正法第二条の規定による改正前の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下この項及び次項において「二十八年旧法」という。）附則第五十二条第二項第一号の規定により指定して公示した同号に規定する自動車持出困難区域（以下この項及び次項において「旧自動車持出困難区域」という。）のうち、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十七号）の施行の日以後最初に二十八年旧法附則第五十二条第二項第一号の規定により指定して公示した区域（次項において「初回指定旧自動車持出困難区域」という。）については、平成二十三年三月十一日を地方税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第二号。次項において「新法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定による改正後の地方税法附則第五十三条の二第二項第一号の規定による同号に規定する自動車等持出困難区域（次項において「自動車等持出困難区域」という。）を指定する旨の公示があった日とみなして、新条例附則第十二条の六第一項並びに第二十三条の三第一項及び第五項の規定を適用する。
- 9 旧自動車持出困難区域のうち、初回指定旧自動車持出困難区域以外の区域については、当該区域に係る二十八年旧法附則第五十二条第二項第一号の規定による旧自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日を新法附則第五十三条の二第二項第一号の規定による自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があった日とみなして、新条例附則第二十二條の六第一項並びに第二十三条の三第一項及び第五項の規定を適用する。
- 10 附則第一項第三号に掲げる規定による改正後の埼玉県税条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、令和三年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和二年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

条 例

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年七月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第六号

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和三十二年埼玉県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第二項第二号中「生活介護（次号）」を「生活介護（同号）」に改め、同条第二項第一号中「とき（次号）」を「とき（同号）」に、「十万五千二百九十円」を「十六万五千五百円」に改め、同項第二号中「五万七千九百九十円」を「七万七千九百九十円」に改め、同項第三号中「とき（次号）」を「とき（同号）」に、「五万二千六百五十円」を「八万二千五百八十円」に改め、同項第四号中「二万八千六百円」を「三万五千四百円」に改める。

別表中

六、一六〇円	七、九二三円	九、五五〇円	一〇、七八八円
五、一九五円	六、一七五円	六、八六〇円	八、〇一三円

一一、六三三円	一二、三七五円
八、八九八円	九、三六〇円

を

六、一九八円	七、九五五円	九、
五、二二五円	六、二〇三円	六、

五八〇円	一〇、八一〇円	一一、六四五円	一二、三八八円
八八〇円	八、〇二八円	八、九〇八円	九、三七〇円

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第七条の二第二項の規定は、平成三十一年四月一日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、なお従前の例による。

3 改正後の別表の規定は、平成三十年四月一日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金

及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

条 例

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年七月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第七号

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例
埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例（平成十二年埼玉県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一号の表第二十号中「八千六百元」を「八千七百元」に改め、同表第二十一号及び第二十二号中「一万千円」を「一万二千元」に改める。

別表第六号の表第三号口中「六千八百円」を「六千九百元」に改め、同表第五号中「一万二千三百円」を「一万二千七百元」に改め、同表第十四号中「九千七百元」を「九千八百円」に改める。

別表第九号の表第十一号中「三万八千円」を「三万九千円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年十月一日から施行する。

規則

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年七月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第八号

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県税条例施行規則（昭和二十五年埼玉県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）」を「、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）及び特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）」に改める。

第二条中「非常勤の嘱託員」を「会計年度任用職員」に改める。

第二条の三第六項中「第四十三条第二項」を「第五十五条の二第二項」に、「第五十一条の二第五項」を「第五十五条の十一第五項」に改める。

第二条の四第二号中「自動車税」を「種別割」に改める。

第五条の二の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第一項中「自動車税納付義務免除申告書」を「自動車税（種別割）納付義務免除申告書」に改める。

第六条第一項中「、自動車税」を「、種別割」に、「自動車税減額（取消）通知書」を「自動車税（種別割）減額（取消）通知書」に改め、同条第二項中「自動車税」を「種別割」に改める。

第六条の十一第二項に後段として次のように加える。

この場合において、法人の事業税及び特別法人事業税は、同一の税目に属する県税とみなす。

第六条の十二第二項各号列記以外の部分中「第四十九条第三項」を「第五十五条の十七第二項」に、「第五十一条の四」を「第五十五条の十三」に、「第四十一条」を「第五十四条」に改め、同項第一号中「第四十五条の三第一項第二号」を「第五十五条の七第一項第二号」に、「第四十九条第四項」を「第五十五条の十七第三項」に、「県税の」を「自動車税の」に改め、同項第二号中「第四十五条の三第二項又は第四十九条第三項」を「第五十五条の七第二項又は第五十五条の十七第二項」に、「県税」を「自動車税」に、「身体障害者・精神障害者に係る自動車取得税・自動車税減免申請書」を「身体障害者・精神障害者に係る自動車税環境性能割・自動車

税（種別割）減免申請書」に改め、同条第四項中「第四十五条の三第一項第一号」を「第五十五条の七第一項第一号」に、「第四十九条第五項」を「第五十五条の十七第四項」に、「第四十一条」を「第五十四条」に、「第四十五条の三第四項第二号」を「第五十五条の七第四項第二号」に改め、同条第五項中「第四十五条の三第四項第三号又は第四十九条第五項」を「第五十五条の七第四項第三号又は第五十五条の十七第四項」に、「第四十一条」を「第五十四条」に改め、同条第六項中「第四十九条第三項から第五項まで」を「第五十五条の十七第二項から第四項まで」に改め、「除く。」の下に「以下この項において同じ。」を加える。

第十三条の六中「農地利用集積円滑化団体等」を「農地中間管理機構」に改める。

第二十二条から第二十九条までを次のように改める。

第二十二条から第二十九条まで 削除

第三十五条の次に次の六条を加える。

（証紙代金収納計器による収納印の表示の取扱い）

第三十五条の二 条例第五十五条の二第一項の証紙代金収納計器による自動車税についての収納印の表示は、知事の指定を受けた者（以下「収納計器取扱人」という。）及び埼玉県自動車税事務所長が行うものとする。

2 前項の指定を受けようとする者は、証紙代金収納計器取扱人指定申請書を知事に提出しなければならない。

3 収納計器取扱人は、その氏名又は名称、取扱場所等を変更しようとするとき、又は取扱いを廃止しようとするときは、あらかじめ証紙代金収納計器取扱人指定事項変更届又は証紙代金収納計器取扱廃止届を知事に提出しなければならない。

4 知事は、収納計器取扱人が次のいずれかに該当するときは、収納計器取扱人の指定を取り消すことができる。

一 始動票札を用いないで表示をしたとき。

二 その他収納計器取扱人として不相当と認めたとき。

5 知事は、前項の規定により収納計器取扱人としての指定を取り消したときは、証紙代金収納計器取扱人指定取消通知書により当該取消しに係る者に対し通知するものとする。

6 知事は、第一項の規定により収納計器取扱人を指定したときは、直ちにその旨を告示するものとする。指定を取り消し、又は変更届若しくは廃止届が提出されたときも、同様とする。

7 収納計器取扱人は、証紙代金収納計器を使用する場合には、埼玉県自動車税事務所長に対し、証紙代金収納計器に係る始動票札の交付請求書を提出しなければならない。

8 収納計器取扱人は、始動票札の交付を受ける時までに始動票札に表示する金額を県に納入しなければならない。

9 収納計器取扱人は、埼玉県自動車税事務所長の交付した始動票札に表示した金額を限度として証紙代金収納計器を使用することができる。

10 収納計器取扱人は、証紙代金収納計器による収納印を誤って表示した場合において、知事がやむを得ない事由があると認めるときは、当該誤って表示した収納印の表示金額に相当する金額の還付を受けることができる。この場合において、収納計器取扱人は、当該収納印を誤って表示したことを証する申告書等を提出しなければならない。

11 収納計器取扱人は、証紙代金収納計器による収納印の表示の状況を証紙代金収納印表示記録簿に記録しなければならない。この場合において、証紙代金収納印表示記録簿は、毎年四月一日から記録を開始し、翌年三月三十一日をもつて閉鎖するものとする。

12 使用済みの始動票札はその使用の完了の日から、証紙代金収納印表示記録簿はその閉鎖の日から五年間保存しなければならない。

13 埼玉県自動車税事務所長は、自動車税の保全上必要があると認める場合には、証紙代金収納計器に封印その他の必要な措置を講ずることができる。

14 収納計器取扱人は、証紙代金収納計器による収納印の表示による納付の方法の廃止その他知事がやむを得ない事由があると認める場合において、既に収納印を表示した金額の合計額が始動票札に表示した金額に達していないときは、当該始動票札に表示した金額から既に収納印を表示した金額の合計額を控除して得た金額の還付を受けることができる。

(証紙代金収納計器の取扱手数料)

第三十五条の三 収納計器取扱人に対しては、毎年四月一日から翌年三月三十一日までの間に前条第八項の規定により納入した金額の合計額(当該合計額のうち、同条第十項又は第十四項の規定により還付した金額がある場合にあつては、当該合計額から当該還付した金額を控除して得た額。以下この条において「交付対象額」という。)に千分の十(交付対象額のうち、五千万円を超え二十億五千万円以下の部分については千分の五、二十億五千万円を超え三十億五千万円以下の部分については千分の四、三十億五千万円を超え四十億五千万円以下の部分については千分の三、四十億五千万円を超え五十億五千万円以下の部分については千分の二、五十億五千万円を超える部分については千分の一)の率を乗じて得た額に百分の百十を乗じて得た額を、手数料として交付するものとする。

2 前項の手数料については、毎月末日現在における交付対象額について同項の規

定を適用して計算して得た額から既に交付した手数料の額を控除して得た額を翌月十五日までに交付するものとする。

(環境性能割の納税義務の免除の申告又は納付義務の免除の申請)

第三十五条の四 条例第五十五条の五第一項又は第五十五条の六第一項の規定により、環境性能割に係る徴収金の納税義務又は納付義務の免除を受けようとする者は、自動車税環境性能割納税義務(納付義務) 免除申告(申請) 書を埼玉県自動車税事務所長に提出しなければならない。

(環境性能割の還付の申請)

第三十五条の五 条例第五十五条の五第六項又は第五十五条の六第二項の規定により、環境性能割に係る徴収金の還付を受けようとする者は、自動車税環境性能割還付申請書を埼玉県自動車税事務所長に提出しなければならない。

(自動車税の減免に係る身体障害者等の範囲)

第三十五条の六 条例第五十五条の七第一項第二号に規定する身体に障害を有し歩行が困難な者で規則で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 身体障害者福祉法第十五条第四項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、次の表の上欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則(昭和二十五年厚生省令第十五号) 別表第五号に定める障害の級別に該当する障害を有するもの

		障害の区分	障害の級別
視覚障害		一級から三級までの各級又は四級の1	
視覚障害		二級又は三級	
平衡機能障害		三級	
音声機能又は言語機能の障害		三級(喉頭が摘出された場合に限る。)	
上肢不自由		一級又は二級	
下肢不自由		一級から六級までの各級	
体幹不自由		一級から三級までの各級又は五級	
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能	移動機能	一級又は二級	一級から六級までの各級

条例第五十五条の七第一項第二号に規定する精神に障害を有し歩行が困難な者

障害の区分	障害の程度
視覚障害	特別項症から第四項症までの各項症
聴覚障害	特別項症から第四項症までの各項症
平衡機能障害	特別項症から第四項症までの各項症
音声機能又は言語機能の障害	特別項症から第二項症までの各項症（喉頭が摘出された場合に限る。）
上肢不自由	特別項症から第三項症までの各項症
下肢不自由	特別項症から第六項症までの各項症又は第一款症から第三款症までの各款症
体幹不自由	特別項症から第六項症までの各項症又は第一款症から第三款症までの各款症
心臓機能障害	特別項症から第三項症までの各項症
腎臓機能障害	特別項症から第三項症までの各項症
呼吸器機能障害	特別項症から第三項症までの各項症
ぼうこう又は直腸の機能障害	特別項症から第三項症までの各項症
小腸の機能障害	特別項症から第三項症までの各項症
肝臓機能障害	特別項症から第三項症までの各項症

二 戦傷病者特別援護法第四条第一項又は第二項の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、次の表の上欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表ノ二又は第一号表ノ三の上欄に定める障害の程度に該当する障害を有するもの

能障害	能障害
心臓機能障害	一級又は三級
腎臓機能障害	一級又は三級
呼吸器機能障害	一級又は三級
ぼうこう又は直腸の機能障害	一級又は三級
小腸の機能障害	一級又は三級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	一級から三級までの各級
肝臓機能障害	一級から三級までの各級

で規則で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 療育手帳の交付を受けている者のうち、当該手帳の障害の程度の記載欄に障害の程度が④又はAと表示されているもの

二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第一条の二第三号に規定する精神通院医療を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第五十五号）第六条第三項に定める一級の障害を有するもの
（条例第五十五条の七第二項の規定による環境性能割の減免の額）

第三十五条の七 条例第五十五条の七第二項の規定により減免する環境性能割の額は、次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

一 税額

二 三百万円に条例第五十一条第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。）又は同条第三項の税率を乗じて得た額

2 構造上身体障害者等の利用に供するためのものと認められる自動車又は身体障害者が運転するための構造変更がなされた自動車の取得に対する前項の規定の適用については、同項第二号中「三百万円」とあるのは、「三百万円に身体障害者等の利用に供するための構造変更又は身体障害者が運転するための構造変更に係る価額を加算した価額」とする。

3 条例第五十五条の七第二項の規定による環境性能割の減免を受けた者があるときは、当該減免の対象となつた環境性能割に係る自動車の取得の日から一年以内に行つた当該身体障害者等のための新たな自動車の取得に係る環境性能割は、減免しないものとする。ただし、次に掲げる自動車の取得に対しては、この限りでない。

一 道路運送車両法第十五条第一項の規定に基づく永久抹消登録がされた自動車に代わる自動車の取得

二 震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にかつた自動車に代わる自動車の取得

三 前二号との権衡上減免の必要があると認める自動車の取得

第三十六条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条中「第四十九条第一項ただし書」を「第五十五条の十七第一項ただし書」に、「自動車税課税免除承認申請書」を「自動車税（種別割）課税免除承認申請書」に改める。

第三十七条の見出し及び同条第一項各号列記以外の部分中「第四十九条第三項」を「第五十五条の十七第二項」に、「自動車税」を「種別割」に改め、同項第一号

中「第五十一条の二第一項」を「第五十五条の十一第一項」に、「自動車税」を「種別割」に改め、同号口中「第五十条第二項」を「第一百七十七条の十第二項」に改め、同項第二号中「第五十条第一項」を「第一百七十七条の十第一項」に改め、同号口中「第五十条第二項」を「第一百七十七条の十第二項」に改め、同条第二項各号列記以外の部分中「第四十九条第三項」を「第五十五条の十七第二項」に、「自動車税」を「種別割」に改め、同項第一号及び第二号中「自動車税」を「種別割」に、「第五十条第二項」を「第一百七十七条の十第二項」に改め、同条第三項中「第四百五十四条」を「第四百六十三条の二十三」に改め、「軽自動車税」の下に「の種別割」を加え、「係る自動車税」を「係る種別割」に改める。

第三十八条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条中「第五十五条の二」を「第五十五条の十九」に、「自動車税に」を「種別割に」に、「自動車税納税証明印」を「自動車税（種別割）納税証明印」に改める。

第四十四条の表四の二号中「第二百二十三条第二項」を「第六百六十一条第二項」に、「自動車取得税」を「自動車税環境性能割」に改め、同表八の五号及び九の二の三号中「自動車税」の下に「（種別割）」を加え、同表十一の二号中「自動車取得税・

自動車税」を「自動車税環境性能割・自動車税（種別割）」に改め、同表二十七号、

二十七の三号から二十七の七号までの規定、二十七の九号、二十八の五号及び二十

八の六号中「地方法人特別税」を「特別法人事業税又は地方法人特別税」に改め、

同表五十八号及び五十九号中「自動車税」の下に「（種別割）」を加え、同表五十

九の二号中「第二十三条第二項」を「第三十五条の二第二項」に改め、同表五十九

の四号及び五十九の五号中「第二十三条第三項」を「第三十五条の二第三項」に改

め、同表五十九の六号中「第二十三条第五項」を「第三十五条の二第五項」に改め、

同表五十九の七号中「第四十三条第一項及び第五十一条の二第四項」を「第五十五

条の二第一項及び第五十五条の十一第四項」に改め、同表五十九の八号及び五十九

の九号中「第二十三条第七項」を「第三十五条の二第七項」に改め、同表五十九の

十号中「第二十三条第十項」を「第三十五条の二第十項」に改め、同表五十九の十

「一」号中「第二十三条第十一项」を「第三十五条的第二十一項」に改め、同表六十の二号及び六十の三号中「第五十三条」を「第五十五条の十五」に改め、同表六十一号及び六十一の二号中「自動車税」下に「(種別割)」を加え、「第五十五条の二」を「第五十五条の十九」に改め、同表六十一の三号中「自動車取得税及び」を削り、「第四十三条第三項及び第五十一条の二第五項」を「第五十五条の二第三項及び第五十五条の十一第五項」に改め、同表六十四の三号中「自動車取得税」を「自動車税環境性能割」に、「第二百二十三条第二項」を「第六十一条第二項」に改め、同表六十四の四号中「自動車取得税」を「自動車税環境性能割」に、「第二百二十九条第四項、第三百三十二条第六項及び第三百三十三条第五項」を「第六十八条第四項、第七十一条第六項及び第七十二条第五項」に改め、同表六十四の六号中「自動車取得税」を「自動車税環境性能割」に、「第二十五条又は第二十六条」を「第三十五条の四又は第三十五条の五」に改め、同表六十四の六の二号中「自動車取得税」を「自動車税環境性能割」に改め、同表六十四の七号及び六十四の八号中「自動車取得税」を「自動車税環境性能割」に、「第四十五条第二項」を「第五十五条の五第二項」に改める。

附則第十七項を附則第十八項とし、附則第十六項中「附則第二十三条の二第一項」を「附則第二十三条の三第一項」に改め、「自動車税」の下に「の種別割」を加え、「自動車税納税義務免除申告書兼還付申請書」を「自動車税(種別割)納税義務免除申告書兼還付申請書」に改め、同項を附則第十七項とし、附則第十五項中「自動車税」の下に「の種別割」を加え、同項を附則第十六項とし、附則第十四項中「附則第十八条の五第一項」を「附則第二十二条の六第一項」に、「自動車取得税」を「自動車税の環境性能割」に、「自動車取得税納税義務免除申告書兼還付申請書」を「自動車税環境性能割納税義務免除申告書兼還付申請書」に改め、同項を附則第十五項とし、附則第十三項中「附則第十八条の二第一項」を「附則第二十二条の四第一項又は第二項」に、「自動車取得税」を「自動車税の環境性能割」に、「第二十九条第一項第二号」を「第三十五条の七第一項第二号」に、「第三十八条」を「第五十一条第一項若しくは第二項(これらの規定を同条第四項において準用する

場合を含む。)又は同条第三項」に改め、同項を附則第十四項とし、附則第十二項の次に次の一項を加える。

13 条例附則第三条の二ただし書に規定する規則で定める事務は、法附則第二十九条の十第二項に規定する協議に関する事務とする。

別記様式第四号(四)を次のように改める。

別記様式第四号（四の二）中「（自動車税）」の次に「（種別割）」を加え、「

自

」

「

自動車税

」を「

自動車税（種別割）

」に改める。

別記様式第四号（四の三）中「

自動車税

」を「

自動車税（種別割）

」に、「第145条」

を「第146条」に改め、同様の表中「（自動車税）」の次に「（種別割）」を加える。

別記様式第四号の二中「（自動車取得税）」を「（自動車税環境性能割）」に、「

自

」

「

自動車取得税

」を「

自動車税

」に改め、「

8
19

」を「

8
36

」に改める。

別記様式第四号の五（一）中「（地方法人特別税、自動車税）」を「（特別法人事業税又は地方法人特別税、自動車税（種別割）」に改める。

別記様式第四号の五（二の三）中「（地方法人特別税、自動車税）」を「特別法人事業税又は地方法人特別税、自動車税（種別割）」に改め、「コンビニエンスストア ゆうちょ銀行・郵便局」

での納付は納付指定日までに限り、

や

の窓口での納付は納期限までに限り、

や

。

別記様式第四号の五（三）中「（地方法人特別税、自動車税）」を「（特別法人事業税又は地方法人特別税、自動車税（種別割）」に改める。

別記様式第四号の五（四）中「（地方法人特別税）」を「（特別法人事業税又は地方
「法人県民税・事業税
法人特別税）」に、「

や

特別法人事業税又は
「法人県民税・事業税
法人特別税」

や

地方法人特別税」

別記様式第四号の五（四の二）を次のように改める。

別記様式第四号の五（四の二）（法人の県民税・事業税、特別法人事業税又は地方法人特別税）

<p>77 埼玉県 法人県民税・事業税 特別法人事業税又は地方法人特別税</p> <p style="text-align: center;">公</p> <p style="text-align: right;">通常払込料金 加入者負担</p> <p>領収済通知書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>加入者名</td> <td>口座番号</td> <td>合計金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>取納機関番号</td> <td>納付番号</td> <td>確認番号</td> <td>納付区分</td> </tr> <tr> <td>税目コード</td> <td>納税番号</td> <td>事業年度始期</td> <td>測定事由</td> </tr> <tr> <td>県税コード</td> <td>県税事務所</td> <td>年度</td> <td>納期限</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼</p> <p>34</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>県民税</td> <td>税額</td> <td>円</td> <td>延滞金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>事業税</td> <td>税額</td> <td>円</td> <td>延滞金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>特別税</td> <td>過少申告・不申告加算金</td> <td>円</td> <td>重加算金</td> <td>円</td> </tr> </table> <p>納税者</p> <p style="text-align: right;">領収日付印</p> <p style="text-align: center;">(県税事務所保管)</p>	加入者名	口座番号	合計金額	円	取納機関番号	納付番号	確認番号	納付区分	税目コード	納税番号	事業年度始期	測定事由	県税コード	県税事務所	年度	納期限	県民税	税額	円	延滞金	円	事業税	税額	円	延滞金	円	特別税	過少申告・不申告加算金	円	重加算金	円	<p>埼玉県 法人県民税・事業税 納付書</p> <p style="text-align: center;">公</p> <p style="text-align: right;">通常払込料金 加入者負担</p> <p>(払込金受領証) 特別法人事業税又は地方法人特別税 (原符)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>加入者名</td> <td>口座番号</td> </tr> <tr> <td>納付番号</td> <td>納付番号</td> </tr> <tr> <td>納税番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業年度始期</td> <td>測定事由</td> </tr> <tr> <td>税額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>過少・不申告加算金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>重加算金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>合計金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>納期限</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>延滞金特例期間の末日</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table> <p>納税者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>年度</td> <td>領収日付印</td> </tr> <tr> <td>税目</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県税</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">領収日付印</p> <p style="text-align: center;">(金庫鍵管理保管)</p>	加入者名	口座番号	納付番号	納付番号	納税番号		事業年度始期	測定事由	税額	円	延滞金	円	過少・不申告加算金	円	重加算金	円	合計金額	円	納期限	年 月 日	延滞金特例期間の末日	年 月 日	年度	領収日付印	税目		県税		<p>埼玉県 法人県民税・事業税、特別法人事業税又は地方法人特別税 領収証書</p> <p style="text-align: center;">様</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>年 度</td> <td>年度</td> <td>納 税 番 号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業年度始期</td> <td></td> <td>測定事由</td> <td></td> </tr> <tr> <td>納 期 限</td> <td>年 月 日</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>指定納期限</td> <td>年 月 日</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>延滞金特例期間の末日</td> <td>年 月 日</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>納付指定日</td> <td>年 月 日</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">納付場所等については裏面を御覧ください。 郵便局窓口では、本片に領収印は押印されず、左片の納付書が領収証書に代えて交付されます。</p> <p>埼玉県 県税事務所</p>	年 度	年度	納 税 番 号		事業年度始期		測定事由		納 期 限	年 月 日			指定納期限	年 月 日			延滞金特例期間の末日	年 月 日			納付指定日	年 月 日			<p>領収金内訳</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>法人県民税</td> <td>税額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>延滞金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>税額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>延滞金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>過少申告加算金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>不申告加算金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>重加算金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td>円</td> </tr> </table> <p>延滞金は納付指定日現在の計算です。</p> <p>上記のとおり領収しました。</p> <p style="text-align: right;">領収日付印</p> <p style="text-align: center;">(納税者保管)</p>	法人県民税	税額	円		延滞金	円		計	円	法人事業税	税額	円		延滞金	円		過少申告加算金	円		不申告加算金	円		重加算金	円		計	円	合 計		円
加入者名	口座番号	合計金額	円																																																																																																																	
取納機関番号	納付番号	確認番号	納付区分																																																																																																																	
税目コード	納税番号	事業年度始期	測定事由																																																																																																																	
県税コード	県税事務所	年度	納期限																																																																																																																	
県民税	税額	円	延滞金	円																																																																																																																
事業税	税額	円	延滞金	円																																																																																																																
特別税	過少申告・不申告加算金	円	重加算金	円																																																																																																																
加入者名	口座番号																																																																																																																			
納付番号	納付番号																																																																																																																			
納税番号																																																																																																																				
事業年度始期	測定事由																																																																																																																			
税額	円																																																																																																																			
延滞金	円																																																																																																																			
過少・不申告加算金	円																																																																																																																			
重加算金	円																																																																																																																			
合計金額	円																																																																																																																			
納期限	年 月 日																																																																																																																			
延滞金特例期間の末日	年 月 日																																																																																																																			
年度	領収日付印																																																																																																																			
税目																																																																																																																				
県税																																																																																																																				
年 度	年度	納 税 番 号																																																																																																																		
事業年度始期		測定事由																																																																																																																		
納 期 限	年 月 日																																																																																																																			
指定納期限	年 月 日																																																																																																																			
延滞金特例期間の末日	年 月 日																																																																																																																			
納付指定日	年 月 日																																																																																																																			
法人県民税	税額	円																																																																																																																		
	延滞金	円																																																																																																																		
	計	円																																																																																																																		
法人事業税	税額	円																																																																																																																		
	延滞金	円																																																																																																																		
	過少申告加算金	円																																																																																																																		
	不申告加算金	円																																																																																																																		
	重加算金	円																																																																																																																		
	計	円																																																																																																																		
合 計		円																																																																																																																		

備考 1 裏面には納付の場所を記載し、交付すること。
2 延滞金特例期間とは、延滞金年7.3%の割合又は地方税法附則第3条の2第1項に規定する特例基準割合に年1%の割合を加算した割合のいずれかを適用する期間をいう。

別記様式第四号の五(五)中「〔四〕自動車税」の次に「〔五〕自動車税」を加え、〔四〕

「〔四〕自動車税」を「〔五〕自動車税〔種別割〕」に、〔五〕「〔四〕自動車税」を「〔五〕自動車税〔種別割〕」に改める。

別記様式第四号の五(五の二)を次のように改める。

別記様式第四号の五（五の二）（自動車税（種別割）。手書き用）

（3枚目）

② 領 収 済 通 知 書 県税 自動車税（種別割）

口座番号		加入者名	埼玉県自動車税事務所長
住所（所在地）及び氏名（名称）			

登録番号の記号

M=大宮	K=熊谷	登録番号	課税年度	課税相当年度	調定事由
R=所沢	B=春日部	11			
W=川越	C=川口				
Y=越谷	S=埼玉				

納 期 限	税 額	円
. .		
延滞金特例期間の末日	延 滞 金	
. .		
税 率	合 計	
納付期日		. .

上記のとおり領収済につき通知します。
金融機関

県税コード	(宛先)
30	埼玉県自動車税事務所出納員

取りまとめ店	領 収 日 付 印
	(県税保管)

（2枚目）

② 納 付 書 県税 自動車税（種別割）

口座番号		加入者名	埼玉県自動車税事務所長
住所（所在地）及び氏名（名称）			

登録番号の記号

M=大宮	K=熊谷	登録番号	課税年度	課税相当年度	調定事由
R=所沢	B=春日部	11			
W=川越	C=川口				
Y=越谷	S=埼玉				

納 期 限	税 額	円
. .		
延滞金特例期間の末日	延 滞 金	
. .		
税 率	合 計	

上記のとおり納付します。

県税コード	埼玉県自動車税事務所所管
30	

領 収 日 付 印	(金融機関保管)
-----------	----------

（1枚目）

② 領 収 証 書 県税 自動車税（種別割）

口座番号		加入者名	埼玉県自動車税事務所長
住所（所在地）及び氏名（名称）			

様

登録番号の記号

M=大宮	K=熊谷	登録番号	課税年度	課税相当年度	調定事由
R=所沢	B=春日部	11			
W=川越	C=川口				
Y=越谷	S=埼玉				

納 期 限	税 額	円
. .		
延滞金特例期間の末日	延 滞 金	
. .		
税 率	合 計	

上記のとおり領収しました。

県税コード	埼玉県自動車税事務所
30	

領 収 日 付 印	(納税者保管)
-----------	---------

別記様式第四号の五(五の三)中「自動車取得税、自動車税」を「自動車税環境性能割・自動車税(種別割)」とし、
「コンビニエンスストアでの納付は納付指定
ゆうちょ銀行・郵便局の窓口での納付は納
日までに限りません。
期限までに限りません。」を挿入。

別記様式第四号の六を次のように改める。

(3枚目)

県税関係
納付(入)受託分

領 収 証 書

税 目	税目コード
法人県民税	02
個人事業税	04
<small>法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税</small>	05
不動産取得税	07
軽油引取税	22

住所(所在地)及び氏名(名称)

様

受託証書番号	
証券記号番号	
整理簿番号	

年 度	県 税 コード	税 目 コード	期 (月) 別 又 は 事業年度の始期	調 定 事由 コード	納 税 番 号	税 額	延 滞 金	過 少 ・ 不 申 告 加 算 金	重 加 算 金	合 計	納 期 限		摘 要	
											特 例 期 間 の 末 日			
						05	06	過 不		09	11	・	・	
						05	06	過 不		09	11	・	・	
						05	06	過 不		09	11	・	・	
						05	06	過 不		09	11	・	・	
						05	06	過 不		09	11	・	・	
						05	06	過 不		09	11	・	・	
						05	06	過 不		09	11	・	・	

県税コード

埼玉県

事務所

支 払 期 日
年 月 日

領 収 金 額 合 計
億 千 百 十 万 千 百 十 円

領 収 日 付 印

C 納税者保管

上記のとおり領収しました。

(4枚目)

県税関係
納付(入)受託分

領収済連絡書

担当部長	担当課長	検査担当者

税目	税目コード
法人県民税	02
個人事業税	04
<small>法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税</small>	05
不動産取得税	07
軽油引取税	22

住所(所在地)及び氏名(名称)

様

受託証書番号	
証券記号番号	
整理簿番号	

年度	県税コード	税目コード	期(月)別又は事業年度の始期	調定事由コード	納税番号	税額	延滞金	過少・不申告加算金	重加算金	合計	納期限		摘要	
											特例期間の末日			
						05	06	過・不		09	11	・	・	
						05	06	過・不		09	11	・	・	
						05	06	過・不		09	11	・	・	
						05	06	過・不		09	11	・	・	
						05	06	過・不		09	11	・	・	
						05	06	過・不		09	11	・	・	
						05	06	過・不		09	11	・	・	
						05	06	過・不		09	11	・	・	

県税コード

(宛先)
埼玉県 事務所出納員

支払期日
年 月 日

領収金額合計
億 千 百 十 万 千 百 十 円

領収日付印

D 県税保管

上記のとおり通知します。 埼玉県指定金融機関

取扱者 ()

別記様式第四号の八中「自動異議分」を「自動異議
（強制）分」に、「あて先」を「宛先」に改める。

別記様式第五号を次のように改める。

別記様式第五号
(1枚目)

No. _____ 現金領収証原符															県税関係			
納 人	住 所												納 税 義 務 者 (第三者、第二次納税) (義務者等による納付 (入)の場合)		住 所			
	氏 名												氏 名					
税 目	年 度	県 税 コード	税 目 コード	期 (月) 別又は 事業年度の始期	調 定 由 事 由 コード	納税番号	税 額	延 滞 金	過 少 不 申 加 算	・ 告 金	重加算金	合 計		納 期 限 特 例 期 間 の 未 日	摘 要			
02 法人県民税							05	円	06	円	過 ・ 不	円	09	円	11	円	. .	
																	. .	
04 個人事業税							05		06		過 ・ 不		09		11		. .	
																	. .	
05 法人事業税・ 特別法人事業税又は 地方法人特別税							05		06		過 ・ 不		09		11		. .	
																	. .	
07 不 動 産 取 得 税							05		06		過 ・ 不		09		11		. .	
																	. .	
22 軽油引取税							05		06		過 ・ 不		09		11		. .	
																	. .	
11 自動車税 (種別割)							05		06		過 ・ 不		09		11		. .	
																	. .	
年 月 日										領 収 金 額 合 計					支 払 金 融 機 関 名 小 切 手 番			
右の金額を領収しました。										億	千	百	十	万			千	百
埼玉県 事務所分任出納員 氏 名																		

(2枚目)

No. _____ 現金領収証													県税関係	
納 人	住 所							納 税 義 務 者 (第三者、第二次納税) (義務者等による納付) (入)の場合		住 所				
	氏 名							氏 名						
税 目	年 度	県 税 コード	税 目 コード	期 (月) 別又は 事業年度の始期	調 定 由 事 由 コード	納税番号	税 額 円	延 滞 金 円	過 少 不 申 加 算 金 円	重 加 算 金 円	合 計 円	納 期 限 特 例 期 間 の 未 日	摘 要	
02 法人県民税									過 ・ 不			・ ・		
												・ ・		
04 個人事業税									過 ・ 不			・ ・		
												・ ・		
05 法人事業税・ 特別法人事業税又は 地方法人特別税									過 ・ 不			・ ・		
												・ ・		
07 不 動 産 取 得 税									過 ・ 不			・ ・		
												・ ・		
22 軽油引取税									過 ・ 不			・ ・		
												・ ・		
11 自動車税 (種別割)									過 ・ 不			・ ・		
												・ ・		
領 収 金 額 合 計											支 払 金 融 機 関 名			
右の金額を領収しました。											小 切 手 番 号			
_____ 年 _____ 月 _____ 日 埼玉県 事務所分任出納員 氏 名 _____ 印														

(3枚目)

No. _____ 現金領収済報告書																	県税関係	
データ区分	納人	住所						納税義務者 (第三者、第二次納税 義務者等による納付 入の場合)				住所						
1 13		氏名						氏名										
税目	年度	県税 コード	税目 コード	期(月)別又は 事業年度の始期	調定 事由 コード	納税番号	税額		延滞金		過少 申告 金		重加算金		合計		納期限 特例期間 の末日	摘要
							55	57	69	71	83	85	97	99	111	113		
02 法人県民税							05		06		07 ・ 08		09		11		・ ・	
04 個人事業税							05		06		07 ・ 08		09		11		・ ・	
05 法人事業税・ 特別法人事業税又は 地方法人特別税							05		06		07 ・ 08		09		11		・ ・	
07 不動産 取得税							05		06		07 ・ 08		09		11		・ ・	
22 軽油引取税							05		06		07 ・ 08		09		11		・ ・	
11 自動車税 (種別割)							05		06		07 ・ 08		09		11		・ ・	
領収 年月日		12	197 4															
右の金額を領収したので報告します。										領収金額合計						支払金融 機関名		
埼玉県 事務所分任出納員 氏名										億 千 百 十 万 千 百 十 円						小切手 番号		
埼玉県 事務所長 様																		

別記様式第八号の五中「自動車税納付」を「自動車税（種別割）納付」とし、「下記自動車税」を「下記自動車税（種別割）」とし、「自動車税の」を「自動車税（種別割）の」とし、「

」を「

」とし、別記様式第九号の二の三中「自動車税減額」を「自動車税（種別割）減額」としめる。

別記様式第十号（一）中「自動車税」の次に「（種別割）」を加える。

別記様式第十号（二）中「（自動車税）」の次に「（種別割）」を加え、「自動車税減額」を「自動車税（種別割）減額」とし、「

」を「

」とし、

別記様式第十号（三）中「自動車税減額」を「自動車税（種別割）減額」とし、「

」を「

」とし、

別記様式第十号（五）の五条中「自動車取得税・自動車税」を「自動車税環境性能割・自動車税（種別割）」とし、

別記様式第十一号（一）の九条中「自動車取得税及び自動車税」を「自動車税環境性能割及び自動車税（種別割）」とし、

別記様式第十一号（二）中「自動車税減額」を「自動車税（種別割）減額」とし、「自動車税の」を「自動車税（種別割）の」とし、

別記様式第十一号の二中「

」を「

」とし、「

」を「

」

5条の3第2項「第55条の7第2項」とし、

」を「

」とし、

9条第3項「第55条の17第2項」とし、

」を「

」とし、

」を「

」

自動車税環境性能割又は自動車税（種別割）」とし、

」を「

」を「

」とし、

別記様式第十一号の三中「

別記様式第十一号の六の注意1及び別記様式第十一号の七の標準1中「自動車取得税及び自動車税」を「自動車税環境性能割及び自動車税（種別割）」とし、

別記様式第十四号（一）中「地方法人特別税、自動車税」を「特別法人事業税又は地方法人特別税、自動車税（種別割）」と改める。

別記様式第十四号（一の二）中「地方法人特別税、自動車税」を「特別法人事業税又は地方法人特別税、自動車税（種別割）」と改め、
「コンビニエンスストア、ゆうちょ銀行・郵便局の

の納付は納付指定日までに限り、

を改める。

窓口では納めることはできません。」

別記様式第十四号（二）及び別記様式第十四号（二の二）を次のように改める。

別記様式第十四号（二）（法人の県民税・事業税、特別法人事業税又は地方法人特別税）

<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width:50%;">都道府県コード</td><td style="width:50%;">④ 督促状兼領収証書</td></tr> <tr><td>110001</td><td>下記のとおりの滞納となっておりますので至急納めてください。</td></tr> <tr><td>埼玉県</td><td></td></tr> </table>	都道府県コード	④ 督促状兼領収証書	110001	下記のとおりの滞納となっておりますので至急納めてください。	埼玉県		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width:50%;">都道府県コード</td><td style="width:50%;">法人県民税</td></tr> <tr><td>110001</td><td>特別法人事業税又は</td></tr> <tr><td>埼玉県</td><td>地方法人特別税</td></tr> </table>	都道府県コード	法人県民税	110001	特別法人事業税又は	埼玉県	地方法人特別税	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width:50%;">都道府県コード</td><td style="width:50%;">法人県民税</td></tr> <tr><td>110001</td><td>特別法人事業税又は</td></tr> <tr><td>埼玉県</td><td>地方法人特別税</td></tr> </table>	都道府県コード	法人県民税	110001	特別法人事業税又は	埼玉県	地方法人特別税																																																																																																																																																																																																																																										
都道府県コード	④ 督促状兼領収証書																																																																																																																																																																																																																																																													
110001	下記のとおりの滞納となっておりますので至急納めてください。																																																																																																																																																																																																																																																													
埼玉県																																																																																																																																																																																																																																																														
都道府県コード	法人県民税																																																																																																																																																																																																																																																													
110001	特別法人事業税又は																																																																																																																																																																																																																																																													
埼玉県	地方法人特別税																																																																																																																																																																																																																																																													
都道府県コード	法人県民税																																																																																																																																																																																																																																																													
110001	特別法人事業税又は																																																																																																																																																																																																																																																													
埼玉県	地方法人特別税																																																																																																																																																																																																																																																													
年 月 日 埼玉県 県税事務所長 印 様																																																																																																																																																																																																																																																														
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width:10%;">年度</td><td style="width:10%;">県税</td><td style="width:10%;">税目</td><td style="width:10%;">事業年度の始期</td><td style="width:10%;">調定</td><td style="width:10%;">納税番号</td></tr> <tr><td colspan="6" style="text-align: center;">事業年度</td></tr> <tr><td colspan="6" style="text-align: center;">. . . から . . . まで</td></tr> <tr><td colspan="3">申告基準日</td><td colspan="3">円</td></tr> <tr><td colspan="3">. . .</td><td colspan="3"></td></tr> <tr><td colspan="3">納期限</td><td colspan="3"></td></tr> <tr><td colspan="3">. . .</td><td colspan="3"></td></tr> <tr><td colspan="3">指定納期限</td><td colspan="3"></td></tr> <tr><td colspan="3">. . .</td><td colspan="3"></td></tr> <tr><td colspan="3">延滞金特例期間の末日</td><td colspan="3"></td></tr> <tr><td colspan="3">. . .</td><td colspan="3"></td></tr> <tr><td colspan="3">. . . から . . . まで</td><td colspan="3"></td></tr> <tr><td colspan="3">法人県民税(円)</td><td colspan="3">計</td></tr> <tr><td colspan="3">法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税(円)</td><td colspan="3">合計</td></tr> </table>	年度	県税	税目	事業年度の始期	調定	納税番号	事業年度						. . . から . . . まで						申告基準日			円			. . .						納期限						. . .						指定納期限						. . .						延滞金特例期間の末日					 から . . . まで						法人県民税(円)			計			法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税(円)			合計			<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width:10%;">年度</td><td style="width:10%;">県税</td><td style="width:10%;">税目</td><td style="width:10%;">事業年度の始期</td><td style="width:10%;">調定</td><td style="width:10%;">納税番号</td></tr> <tr><td colspan="6" style="text-align: center;">事業年度</td></tr> <tr><td colspan="6" style="text-align: center;">. . . から . . . まで</td></tr> <tr><td colspan="3">申告基準日</td><td colspan="3">57 円</td></tr> <tr><td colspan="3">. . .</td><td colspan="3"></td></tr> <tr><td colspan="3">納期限</td><td colspan="3"></td></tr> <tr><td colspan="3">. . .</td><td colspan="3"></td></tr> <tr><td colspan="3">指定納期限</td><td colspan="3"></td></tr> <tr><td colspan="3">. . .</td><td colspan="3"></td></tr> <tr><td colspan="3">延滞金特例期間の末日</td><td colspan="3"></td></tr> <tr><td colspan="3">. . .</td><td colspan="3"></td></tr> <tr><td colspan="3">. . . から . . . まで</td><td colspan="3"></td></tr> <tr><td colspan="3">法人県民税(円)</td><td colspan="3">計</td></tr> <tr><td colspan="3">法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税(円)</td><td colspan="3">合計</td></tr> </table>	年度	県税	税目	事業年度の始期	調定	納税番号	事業年度						. . . から . . . まで						申告基準日			57 円			. . .						納期限						. . .						指定納期限						. . .						延滞金特例期間の末日					 から . . . まで						法人県民税(円)			計			法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税(円)			合計			<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width:10%;">年度</td><td style="width:10%;">県税</td><td style="width:10%;">税目</td><td style="width:10%;">事業年度の始期</td><td style="width:10%;">調定</td><td style="width:10%;">納税番号</td></tr> <tr><td colspan="6" style="text-align: center;">事業年度</td></tr> <tr><td colspan="6" style="text-align: center;">. . . から . . . まで</td></tr> <tr><td colspan="3">申告基準日</td><td colspan="3">円</td></tr> <tr><td colspan="3">. . .</td><td colspan="3"></td></tr> <tr><td colspan="3">納期限</td><td colspan="3"></td></tr> <tr><td colspan="3">. . .</td><td colspan="3"></td></tr> <tr><td colspan="3">指定納期限</td><td colspan="3"></td></tr> <tr><td colspan="3">. . .</td><td colspan="3"></td></tr> <tr><td colspan="3">延滞金特例期間の末日</td><td colspan="3"></td></tr> <tr><td colspan="3">. . .</td><td colspan="3"></td></tr> <tr><td colspan="3">. . . から . . . まで</td><td colspan="3"></td></tr> <tr><td colspan="3">法人県民税(円)</td><td colspan="3">計</td></tr> <tr><td colspan="3">法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税(円)</td><td colspan="3">合計</td></tr> </table>	年度	県税	税目	事業年度の始期	調定	納税番号	事業年度						. . . から . . . まで						申告基準日			円			. . .						納期限						. . .						指定納期限						. . .						延滞金特例期間の末日					 から . . . まで						法人県民税(円)			計			法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税(円)			合計		
年度	県税	税目	事業年度の始期	調定	納税番号																																																																																																																																																																																																																																																									
事業年度																																																																																																																																																																																																																																																														
. . . から . . . まで																																																																																																																																																																																																																																																														
申告基準日			円																																																																																																																																																																																																																																																											
. . .																																																																																																																																																																																																																																																														
納期限																																																																																																																																																																																																																																																														
. . .																																																																																																																																																																																																																																																														
指定納期限																																																																																																																																																																																																																																																														
. . .																																																																																																																																																																																																																																																														
延滞金特例期間の末日																																																																																																																																																																																																																																																														
. . .																																																																																																																																																																																																																																																														
. . . から . . . まで																																																																																																																																																																																																																																																														
法人県民税(円)			計																																																																																																																																																																																																																																																											
法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税(円)			合計																																																																																																																																																																																																																																																											
年度	県税	税目	事業年度の始期	調定	納税番号																																																																																																																																																																																																																																																									
事業年度																																																																																																																																																																																																																																																														
. . . から . . . まで																																																																																																																																																																																																																																																														
申告基準日			57 円																																																																																																																																																																																																																																																											
. . .																																																																																																																																																																																																																																																														
納期限																																																																																																																																																																																																																																																														
. . .																																																																																																																																																																																																																																																														
指定納期限																																																																																																																																																																																																																																																														
. . .																																																																																																																																																																																																																																																														
延滞金特例期間の末日																																																																																																																																																																																																																																																														
. . .																																																																																																																																																																																																																																																														
. . . から . . . まで																																																																																																																																																																																																																																																														
法人県民税(円)			計																																																																																																																																																																																																																																																											
法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税(円)			合計																																																																																																																																																																																																																																																											
年度	県税	税目	事業年度の始期	調定	納税番号																																																																																																																																																																																																																																																									
事業年度																																																																																																																																																																																																																																																														
. . . から . . . まで																																																																																																																																																																																																																																																														
申告基準日			円																																																																																																																																																																																																																																																											
. . .																																																																																																																																																																																																																																																														
納期限																																																																																																																																																																																																																																																														
. . .																																																																																																																																																																																																																																																														
指定納期限																																																																																																																																																																																																																																																														
. . .																																																																																																																																																																																																																																																														
延滞金特例期間の末日																																																																																																																																																																																																																																																														
. . .																																																																																																																																																																																																																																																														
. . . から . . . まで																																																																																																																																																																																																																																																														
法人県民税(円)			計																																																																																																																																																																																																																																																											
法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税(円)			合計																																																																																																																																																																																																																																																											
課税事務所 県税 上記のとおり領収しました。 ○この督促状と行き違いに納税された場合は、あしからず御了承ください。	課税事務所 県税 上記のとおり通知します。	課税事務所 県税 上記のとおり納付します。																																																																																																																																																																																																																																																												

備考1 裏面には、督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されない場合の措置並びにこの通知に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載し、交付すること。

2 延滞金特例期間とは、延滞金年7.3%の割合又は地方税法附則第3条の2第1項に規定する特例基準割合に年1%の割合を加算した割合のいずれかを適用する期間をいう。

別記様式第十四号（二の二）（法人の県民税・事業税、特別法人事業税又は地方法人特別税）

<p>埼玉県 法人県民税・事業税 特別法人事業税又は地方法人特別税</p> <p>領収済通知書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>加入者名</td> <td>口座番号</td> <td>合計金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>取納機関番号</td> <td>納付番号</td> <td>確認番号</td> <td>納付区分</td> </tr> <tr> <td>税目コード</td> <td>納税番号</td> <td>事業年度始期</td> <td>調定事由</td> </tr> <tr> <td>県税コード</td> <td>県税事務所</td> <td>年度</td> <td>納期限 年 月 日</td> </tr> </table> <p>34</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>県民税</td> <td>税額</td> <td>円</td> <td>延滞金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>事業税・特別税</td> <td>税額</td> <td>円</td> <td>延滞金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>過少申告・不申告加算金</td> <td>円</td> <td>重加算金</td> <td>円</td> </tr> </table> <p>領収日付印</p> <p style="text-align: center;">(県税事務所保管)</p>	加入者名	口座番号	合計金額	円	取納機関番号	納付番号	確認番号	納付区分	税目コード	納税番号	事業年度始期	調定事由	県税コード	県税事務所	年度	納期限 年 月 日	県民税	税額	円	延滞金	円	事業税・特別税	税額	円	延滞金	円		過少申告・不申告加算金	円	重加算金	円	<p>埼玉県 法人県民税 納付書 法人県民税・事業税 特別法人事業税又は地方法人特別税 (原符)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>加入者名</td> <td>口座番号</td> </tr> <tr> <td>納付番号</td> <td>納税番号</td> </tr> <tr> <td>事業年度始期</td> <td>調定事由</td> </tr> <tr> <td>税額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>過少・不申告加算金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>重加算金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>合計金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>納期限</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>延滞金特例期間の末日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>納税者</td> <td></td> </tr> </table> <p>切り取らないでお出しください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>年度</td> <td>領収日付印</td> </tr> <tr> <td>税目</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県税</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(金融機関保管)</p>	加入者名	口座番号	納付番号	納税番号	事業年度始期	調定事由	税額	円	延滞金	円	過少・不申告加算金	円	重加算金	円	合計金額	円	納期限	年 月 日	延滞金特例期間の末日	年 月 日	納税者		年度	領収日付印	税目		県税		<p>埼玉県 法人県民税・事業税、特別法人事業税又は地方法人特別税 督促状兼領収証書</p> <p style="text-align: center;">様</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>年 度</td> <td>年度</td> <td>納税番号</td> </tr> <tr> <td>事業年度始期</td> <td></td> <td>調定事由</td> </tr> <tr> <td>納 期 限</td> <td>年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>指定納期限</td> <td>年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>延滞金特例期間の末日</td> <td>年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>納付指定日</td> <td>年 月 日</td> <td></td> </tr> </table> <p>納付場所等については裏面を御覧ください。 上記のとおり滞納となっているので至急納めてください。 この督促状は 月 日現在で納税が確認できない方に送付しておりますので、行き違いに納税された方は御容赦ください。</p> <p style="text-align: center;">埼玉県 県税事務所長</p>	年 度	年度	納税番号	事業年度始期		調定事由	納 期 限	年 月 日		指定納期限	年 月 日		延滞金特例期間の末日	年 月 日		納付指定日	年 月 日	
加入者名	口座番号	合計金額	円																																																																												
取納機関番号	納付番号	確認番号	納付区分																																																																												
税目コード	納税番号	事業年度始期	調定事由																																																																												
県税コード	県税事務所	年度	納期限 年 月 日																																																																												
県民税	税額	円	延滞金	円																																																																											
事業税・特別税	税額	円	延滞金	円																																																																											
	過少申告・不申告加算金	円	重加算金	円																																																																											
加入者名	口座番号																																																																														
納付番号	納税番号																																																																														
事業年度始期	調定事由																																																																														
税額	円																																																																														
延滞金	円																																																																														
過少・不申告加算金	円																																																																														
重加算金	円																																																																														
合計金額	円																																																																														
納期限	年 月 日																																																																														
延滞金特例期間の末日	年 月 日																																																																														
納税者																																																																															
年度	領収日付印																																																																														
税目																																																																															
県税																																																																															
年 度	年度	納税番号																																																																													
事業年度始期		調定事由																																																																													
納 期 限	年 月 日																																																																														
指定納期限	年 月 日																																																																														
延滞金特例期間の末日	年 月 日																																																																														
納付指定日	年 月 日																																																																														

領収金内訳

法人県民税	税 額	円
	延 滞 金	円
	計	円
法人事業税又は地方法人特別税	税 額	円
	延 滞 金	円
	過少申告加算金	円
	不申告加算金	円
	重加算金	円
	計	円
	合 計	円

延滞金は納付指定日現在の計算です。

上記のとおり領収しました。

領収日付印
(納税者保管)

備考 1 裏面には、督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されない場合の措置、この通知に不服がある場合における救済の方法並びに取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記載し、交付すること。
2 延滞金特例期間とは、延滞金年7.3%の割合又は地方税法附則第3条の2第1項に規定する特例基準割合に年1%の割合を加算した割合のいずれかを適用する期間をいう。

別記様式第十四号(三)中「(自動車税)」を「(自動車税(種別割))」に、

「自動車税(種別割)」を「自動車税」に改める。

別記様式第十四号(三の二)を次のように改める。

別記様式第十四号（三の二）（自動車税環境性能割、自動車税（種別割））

<p>埼玉県 領収通知書 自動車税</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>加入者名</td> <td>口座番号</td> <td>合計金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>収納機関番号</td> <td>納付番号</td> <td>確認番号</td> <td>納付区分</td> </tr> <tr> <td>税目コード</td> <td>登録番号</td> <td>課税相当年度</td> <td>調定事由</td> </tr> <tr> <td>県税コード</td> <td>県税事務所</td> <td>自動車税</td> <td>年度</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>納期限</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼</p> <p>34</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>税額</td> <td>円</td> <td>延滞金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>納税者</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>コンビニ収納</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(コンビニエンスストア本部控/県税保管)</p>	加入者名	口座番号	合計金額	円	収納機関番号	納付番号	確認番号	納付区分	税目コード	登録番号	課税相当年度	調定事由	県税コード	県税事務所	自動車税	年度			納期限	年 月 日	税額	円	延滞金	円	納税者				コンビニ収納				<p>埼玉県 納付書 自動車税 (原符)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>加入者名</td> <td>口座番号</td> </tr> <tr> <td>納付番号</td> <td>登録番号</td> </tr> <tr> <td>課税相当年度</td> <td>調定事由</td> </tr> <tr> <td>税額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>合計金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>納期限</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>延滞金特例期間の末日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>納税者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>年度</td> <td>領収日付印</td> </tr> <tr> <td>税目</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県税</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(コンビニエンスストア店舗控/金融機関保管)</p>	加入者名	口座番号	納付番号	登録番号	課税相当年度	調定事由	税額	円	延滞金	円	合計金額	円	納期限	年 月 日	延滞金特例期間の末日	年 月 日	納税者		年度	領収日付印	税目		県税		<p>埼玉県 自動車税 督促状兼領収証書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>登録番号(車のナンバー)</td> <td>課税年度</td> <td>課税相当年度</td> <td>調定事由</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">様</p> <p>右のとおり滞納となつておりますので、至急納めてください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>延滞金特例期間の末日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>納付指定日</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">上記のとおり領収しました。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>納期限</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>税額(税率)</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>円</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">領収日付印 (納税者保管)</p> <p style="text-align: center;">埼玉県自動車税事務所長</p>	登録番号(車のナンバー)	課税年度	課税相当年度	調定事由	延滞金特例期間の末日	年 月 日	納付指定日	年 月 日	納期限	年 月 日	税額(税率)	円	延滞金	円	合計	円
加入者名	口座番号	合計金額	円																																																																							
収納機関番号	納付番号	確認番号	納付区分																																																																							
税目コード	登録番号	課税相当年度	調定事由																																																																							
県税コード	県税事務所	自動車税	年度																																																																							
		納期限	年 月 日																																																																							
税額	円	延滞金	円																																																																							
納税者																																																																										
コンビニ収納																																																																										
加入者名	口座番号																																																																									
納付番号	登録番号																																																																									
課税相当年度	調定事由																																																																									
税額	円																																																																									
延滞金	円																																																																									
合計金額	円																																																																									
納期限	年 月 日																																																																									
延滞金特例期間の末日	年 月 日																																																																									
納税者																																																																										
年度	領収日付印																																																																									
税目																																																																										
県税																																																																										
登録番号(車のナンバー)	課税年度	課税相当年度	調定事由																																																																							
延滞金特例期間の末日	年 月 日																																																																									
納付指定日	年 月 日																																																																									
納期限	年 月 日																																																																									
税額(税率)	円																																																																									
延滞金	円																																																																									
合計	円																																																																									

備考 1 裏面には、督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されない場合の措置、この通知に不服がある場合における救済の方法並びに取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記載し、交付すること。

2 延滞金特例期間とは、延滞金年7.3%の割合又は地方税法附則第3条の2第1項に規定する特例基準割合に年1%の割合を加算した割合のいずれかを適用する期間をいう。

別記様式第十四号（四）中「（自動車税）」を「（自動車税（種別割）」とし、「（自

動車税）」を「

自動車税 (種別割)

」に改める。

別記様式第十四号（五）中「（自動車取得税）」を「（自動車税環境性能割）」とし、

「

自動車取得税

」を「

自動車税 環境性能割

」にし、「

8

」を「

8

」に改める。

別記様式第十九号（三）中

(2)	自動車税
(1)	法人事業税
(2)	・地方法人特別税

を

(2)	自動車税（種別割）
(1)	法人事業税又は
(2)	・特別法人特別税

とし、「

(4)	自動車税
-----	------

」を「

(4)	自動車税（種別割）
-----	-----------

」に改め、同様式の注意中「及び」の次に

「特別法人事業税又は」を加え、同様式の注意中「（自動車税）」の次に「（種別割）」を加える。

別記様式第二十七号及び別記様式第二十七号の三から別記様式第二十七号の六までの規定中「事業税・」の次に「特別法人事業税又は」を、「の規定（）」の次に「特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第8条又は」を加える。

別記様式第二十七号の七を次のように改める。

別記様式第二十七号の七

所在地

年 月 日

法人名

様

代表者氏名

法人の県民税・法人の事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税^{更正決定}

埼玉県 県税事務所長 印

法人の事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税の不申告^{過少申告}加算金決定^{通知書（納額告知書）}申告^重

次のとおり通知します。

なお、不足税額、加算金及び延滞金を指定納期限までに納付してください。

事業税			
摘要	課税標準	税率	税額
所得割	所得金額総額	円	円
	年400万円以下の金額	／100	円
	年400万円を超え年800万円以下の金額又は年400万円を超える金額	／100	
	年800万円を超える金額	／100	
	計		
	軽減税率不適用法人の金額	／100	
付加価値割	付加価値額総額		
	付加価値額	／100	
資本金割	資本金等の額総額		
	資本金等の額	／100	
収入割	収入金額総額		
	収入金額	／100	

県税	納税番号
事業年度	年 月 日 から 年 月 日 まで
申告基準日	年 月 日
申告納付期	県民税 年 月 日 事業税 年 月 日
確定申告書提出年月日	年 月 日
修正申告書提出年月日	年 月 日
県民税	
(使 途 秘 匿 金 税 額 等) (円)	
法人税法の規定によつて計算した法人税額	
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額	
還付法人税額等の控除額	
退職年金等積立金に係る法人税額	
課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額の総額 ア	
2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額 イ	
法人税割額 ア又はイ × $\frac{1}{100}$	
道府県民税額の特定寄附金税額控除額	
外国の法人税等の額の控除額	
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	

合 計 事 業 税 額			
平成 2 8 年 改 正 法 附 則 第 5 条 の 控 除 額			
事 業 税 の 特 定 寄 附 金 税 額 控 除 額			
仮 装 経 理 に 基 づ く 事 業 税 額 の 控 除 額			
差 引 事 業 税 額			
既 に 納 付 の 確 定 し た 当 期 分 の 事 業 税 額			
租 税 条 約 の 実 施 に 係 る 事 業 税 額 の 控 除 額			
差 引 過 不 足 事 業 税 額			
減 少 す る 事 業 税 額 の うち 仮 装 経 理 に 基 づ く 過 大 申 告 の 更 正 に 伴 い 繰 越 控 除 さ れ る 税 額			
減 少 す る 事 業 税 額 の うち 租 税 条 約 の 実 施 に 係 る 更 正 に 伴 い 繰 越 控 除 さ れ る 税 額			
特 別 法 人 事 業 税 又 は 地 方 法 人 特 別 税			
摘 要		課 税 標 準	税 率
所得割に係る特別法人事業税額又は地方法人特別税額		円	/100
収入割に係る特別法人事業税額又は地方法人特別税額			/100
合 計 特 別 法 人 事 業 税 額 又 は 地 方 法 人 特 別 税 額			
仮 装 経 理 に 基 づ く 特 別 法 人 事 業 税 額 又 は 地 方 法 人 特 別 税 額 の 控 除 額			
差 引 特 別 法 人 事 業 税 額 又 は 地 方 法 人 特 別 税 額			
既 に 納 付 の 確 定 し た 当 期 分 の 特 別 法 人 事 業 税 額 又 は 地 方 法 人 特 別 税 額			
租 税 条 約 の 実 施 に 係 る 特 別 法 人 事 業 税 額 又 は 地 方 法 人 特 別 税 額 の 控 除 額			
差 引 過 不 足 特 別 法 人 事 業 税 額 又 は 地 方 法 人 特 別 税 額			
減 少 す る 特 別 法 人 事 業 税 額 又 は 地 方 法 人 特 別 税 額 の うち 仮 装 経 理 に 基 づ く 過 大 申 告 の 更 正 に 伴 い 繰 越 控 除 さ れ る 税 額			
減 少 す る 特 別 法 人 事 業 税 額 又 は 地 方 法 人 特 別 税 額 の うち 租 税 条 約 の 実 施 に 係 る 更 正 に 伴 い 繰 越 控 除 さ れ る 税 額			
過 少 (不) 申 告 加 算 金			
重 加 算 金			
延 滞 金 の 控 除 期 間 対 象 外 税 額			
県 民 税	全部適用・一部適用	年 月 日 から	年 月 日 まで
事 業 税 特 別 税	全部適用・一部適用	年 月 日 から	年 月 日 まで
指 定 納 期 限	年 月 日		
更 正 、 決 定 又 は 加 算 金 決 定 の 理 由			

差 引 法 人 税 割 額			
既 に 納 付 の 確 定 し た 当 期 分 の 法 人 税 割 額			
租 税 条 約 の 実 施 に 係 る 法 人 税 割 額 の 控 除 額			
過 不 足 法 人 税 割 額			
均 等 割 額	算 定 期 間 中 に お い て 事 務 所 等 を 有 し て い た 月 数	ウ	
均 等 割 額	円 × $\frac{ウ}{12}$		
既 に 納 付 の 確 定 し た 当 期 分 の 均 等 割 額			
過 不 足 均 等 割 額			
過 不 足 県 民 税 額			
減 少 す る 法 人 税 割 額 の うち 仮 装 経 理 に 基 づ く 過 大 申 告 の 更 正 に 伴 い 繰 越 控 除 さ れ る 税 額			
減 少 す る 法 人 税 割 額 の うち 租 税 条 約 の 実 施 に 係 る 更 正 に 伴 い 繰 越 控 除 さ れ る 税 額			
分 割 基 準	事 業 税		県 民 税
	従 業 者 の 数 ・ 固 定 資 産 の 価 額	事 務 所 又 は 事 業 所 の 数 、 発 電 用 固 定 資 産 の 価 額 、 軌 道 の 延 長 キ ロ メ ー ト ル 数	従 業 者 の 数
	本 県		
	総 数		

注意 この通知書に記載された事項について不服があるときは、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。この場合、審査請求書（正副2通）はなるべく県税事務所を経由して提出してください。処分の取消しの訴えは、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として（埼玉県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第二十七号の九中「法人事業税・」の次に「特別法人事業税又は」を
入る。

別記様式第二十八号の五及び別記様式第二十八号の六中「法人事業税・」の次に
「特別法人事業税又は」を、 「の規定」の次に「特別法人事業税及び特別法人事
業譲与税に関する法律第8条又は」を
入る。

別記様式第二十三号の三（一）中「平成32年3月31日」を「令和
年 月 日」に改める。

別記様式第二十四号の二中「農地利用集積円滑化団体又は」を、 「農地売買
等事業」を「農地売買事業」に改める。

別記様式第二十六号中「平成32年3月31日」を「令和 年 月 日」
に改める。

別記様式第二十六号の二中「農地利用集積円滑化団体又は」を、 「農地売買
等事業」を「農地売買事業」に改める。

別記様式第二十七号の三中「平成32年3月31日」を「令和 年 月
日」に改める。

別記様式第五十八号中「自動車税課税」を「自動車税（種別割）課税」に改める。
別記様式第五十九号中「自動車税課税」を「自動車税（種別割）課税」に、 「自
動車税の」を「自動車税（種別割）の」に改める。

別記様式第五十九号の二中「あて先」を「宛先」に、 「第23条第2項」を「第

35条の2第2項」に改める。
別記様式第五十九号の七中「自動車税 自動車取得税」を、

別記様式第五十九号の八中「あて先」を「宛先」に、 「第23条第7項」を「第
35条の2第7項」に改める。

別記様式第五十九号の十中「あて先」を「宛先」に、 「第23条」を「第35条
の2」に改める。

別記様式第六十号の二中「第53条」を「第55条の15」に改める。
別記様式第六十号の三中「あて先」を「宛先」に、 「第152条第2項」を「第

177条の13第2項」に改める。
別記様式第六十一号（一）中「自動車税納税証明書」を「自動車税（種別割）納
税証明書」に、 「自動車税の」を「自動車税（種別割）の」に改める。

別記様式第六十一号（二）及び別記様式第六十一号（三）中「自動車税納
税証明書」を「自動車税（種別割）納税証明書」に、 「自動車税の」を「自動

車税（種別割）の」に改める。
別記様式第六十一号（四）中「自動車税納税証明書」を「自動車税（種別割）

別記様式第六十一号（四）中「自動車税納税証明書」を「自動車税（種別割）

納税証明書」に、「自動車税の」を「自動車税（種別割）の」に改める。

別記様式第六十一号の二中
「自動車税」を「自動車税（種別割）」に改める。
納税済」を「納税済」に改める。

別記様式第六十一号の三中
「自動車取得税
自動車税」を「自動車税」に改める。

別記様式第六十四号の三を次のように改める。

別記様式第六十四号の三

自動車税環境性能割 修正申告書 年 月 日 (宛先) 埼玉県自動車税事務所長		登録番号又は車両番号 3		M K R B W C Y ひらがな		申告年月日 年 月 日		新車・中古車区分 1 新車 2 中古車		自動車・軽自動車区分 1 自動車 2 軽自動車	
納税義務者	住所 又所在地	フリガナ		電話番号		修正申告額		車台番号		乗車定員	
	アパート等	方		棟号室		車名		通称名		人	
	氏名 又名称	フリガナ		③		型式		類別区分番号		初度登録年月	
	氏名 又名称	フリガナ		④		課税標準額 (ア)		付加物の価額 (イ)		課税標準額 (ア) + (イ) ①	
定置場	住所 又所在地	フリガナ		②		修正申告額		既に納付の確定した税額		自動車税環境性能割額④	
	氏名 又名称	フリガナ		③		課税標準額		自動車税環境性能割額④		自動車税環境性能割額④	
譲渡(前納税義務者)	住所 又所在地	フリガナ		この申告により納付すべき税額 ③-④		付加物の内訳		1 エアコン 2 ステレオ (CDプレーヤーを含む。) 3 カーナビ 4 その他 ()		所有者コード	
	氏名 又名称	フリガナ		③		修正申告の詳細		A 取得価額 円 B エネルギー消費効率 km/ℓ C 車両重量 kg D 車両総重量 kg E 構造 F 燃料の種類 G その他 税率 % ②		収納印表示欄	
取得の原因		取得年月日		販売業者		住所 氏名 (名称) 電話番号 ()		取得年月日		住所 氏名 (名称) 電話番号 ()	

注意 当初申告との変更点を「修正申告の詳細」欄に記入してください。

別記様式第六十四号の四中「自動車取得税」を「自動車税環境性能割」に改める。
別記様式第六十四号の六中「自動車取得税」を「自動車税環境性能割」に改め、
同様式の注意1中「第45条又は第45条の2」を「第55条の5又は第55条の6」に改める。

別記様式第六十四号の六の二中「自動車取得税」を「自動車税環境性能割」に改める。

別記様式第六十四号の七中「自動車取得税」を「自動車税環境性能割」に改め、
同様式の注意1中「第45条第1項」を「第55条の5第1項」に改める。

別記様式第六十四号の八中「自動車取得税徴収猶予通知書」を「自動車税環境性能割徴収猶予通知書」に改め、
「同様の通知書1及び3中「自動車取得税」を「自動車税環境性能割」に改める。

附則別記様式第十号中「自動車取得税」を「自動車税環境性能割」に、「第18条の5」を「第22条の6」に改める。

附則別記様式第十一号中「自動車税納税義務」を「自動車税（種別割）納税義務」に、「第23条の2」を「第23条の3」に、「する自動車税」を「する自動車税（種別割）」に改める。

附 則

1 この規則は、令和元年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条の改正規定 令和二年四月一日
- 二 第十三条の六の改正規定並びに別記様式第三十四号の二及び別記様式第三十
六号の二の改正規定 農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正す
る法律（令和元年法律第十二号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日
- 2 この規則による改正前の埼玉県税条例施行規則に定める様式による用紙は、当
分の間、所要の調整をして使用することができる。

告 示

埼玉県告示第二百四十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和元年七月九日

埼玉県知事 上田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
参議院議員通常選挙投票用紙印刷業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企画財政部市町村課選挙担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番
1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和元年5月8日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
望月印刷株式会社 埼玉県さいたま市中央区円阿弥5丁目8番36号
- 5 契約金額
37,271,448円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当

告 示

埼玉県告示第二百四十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和元年七月三日認可した。

令和元年七月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

大里用水利地改良区

二 事務所所在地

熊谷市

告 示

埼玉県告示第二百四十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和元年七月三日認可した。

令和元年七月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

秦第二土地改良区

二 事務所所在地

熊谷市

告 示

埼玉県告示第二百四十九号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和元年七月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一八―十四―〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県蓮田市大字根金字二本木千五百七十五―一他二十七筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 五十二・九四立方メートル

告 示

埼玉県告示第二百五十号

さいたま市からさいたま都市計画高度利用地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和元年七月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百五十一号

上尾市から上尾都市計画高度利用地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和元年七月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百五十二号

春日部市から春日部都市計画高度利用地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和元年七月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百五十三号

さいたま市からさいたま都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和元年七月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百五十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和元年七月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県立特別支援学校塙保己一学園及び埼玉県立上尾特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

令和2年1月1日（水）から令和6年12月31日（火）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課長が指定する場所

(5) 入札方法

入札金額については、履行期間全体の総価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 県立特別支援学校スクールバス運行業務入札参加資格等に関する公示（平成30年埼玉県告示第549号）に基づき、一般競争入札参加資格者としてA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 事故の発生又は発注者の要請があった場合に、迅速かつ適正に対応できる体制を有すること。

- (6) 本件業務について、仕様書等に示す各要求事項を確実に履行できることを証明した者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。
- (7) 県立特別支援学校スクールバス運行業務について、過去に当該業務の委託契約に基づく業務改善モニタリングにより改善事項通知書の送付を受けたことがある場合において、当該業務の見直し等により必要な改善を行ったと県が認めた者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 栄戸 電話048-830-6885（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県庁衛生会館3階531会議室 令和元年8月27日（火）午前9時15分

- (4) 郵便による場合の入札書の宛先及び受領期限

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 令和元年8月26日（月）午後5時（必着）

なお、書留郵便によること。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を

上記 3 (1)の提出場所に令和元年 8 月 1 日 (木) 午後 5 時まで紙媒体で提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年埼玉県規則第106号）第 9 条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、令和元年 7 月 19 日 (金) 午後 5 時まで、上記 3 (1)の提出場所に提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受領した日から30日以内に当該委託料を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required: School bus service for " Hanawa Hoki' ichi School for the Visually Impaired" and " Ageo School for Special Needs"

(2) Time-limit for tender: 9:15 a.m., August 27, 2019(tender submitted by mail:5:00 p.m., August 26, 2019)

(3) Contact point for the notice: General Affairs Section, Special Support Education Division, Prefectural School Department, Saitama Board of Education, Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,

Saitama-ken 330-9301, Telephone 048-830-6885

告 示

埼玉県告示第二百五十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和元年七月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県立熊谷特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

令和2年1月1日（水）から令和6年12月31日（火）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課長が指定する場所

(5) 入札方法

入札金額については、履行期間全体の総価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 県立特別支援学校スクールバス運行業務入札参加資格等に関する公示（平成30年埼玉県告示第549号）に基づき、一般競争入札参加資格者としてA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 事故の発生又は発注者の要請があった場合に、迅速かつ適正に対応できる体制を有すること。

(6) 本件業務について、仕様書等に示す各要求事項を確実に履行できることを証

明した者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

- (7) 県立特別支援学校スクールバス運行業務について、過去に当該業務の委託契約に基づく業務改善モニタリングにより改善事項通知書の送付を受けたことがある場合において、当該業務の見直し等により必要な改善を行ったと県が認めた者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 栄戸 電話048-830-6885（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県庁衛生会館3階531会議室 令和元年8月27日（火）午前9時45分

- (4) 郵便による場合の入札書の宛先及び受領期限

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 令和元年8月26日（月）午後5時（必着）

なお、書留郵便によること。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記3(1)の提出場所に令和元年8月1日（木）午後5時までに紙媒体で提出し、

競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、令和元年7月19日（金）午後5時までに、上記3(1)の提出場所に提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受領した日から30日以内に当該委託料を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required: School bus service for " Kumagaya School for Special Needs"

(2) Time-limit for tender: 9:45 a.m., August 27, 2019(tender submitted by mail:5:00 p.m., August 26, 2019)

(3) Contact point for the notice: General Affairs Section, Special Support Education Division, Prefectural School Department, Saitama Board of Education, Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301, Telephone 048-830-6885

告 示

埼玉県告示第二百五十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和元年七月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県立大宮北特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

令和2年1月1日（水）から令和6年12月31日（火）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課長が指定する場所

(5) 入札方法

入札金額については、履行期間全体の総価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 県立特別支援学校スクールバス運行業務入札参加資格等に関する公示（平成30年埼玉県告示第549号）に基づき、一般競争入札参加資格者としてA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 事故の発生又は発注者の要請があった場合に、迅速かつ適正に対応できる体制を有すること。

(6) 本件業務について、仕様書等に示す各要求事項を確実に履行できることを証

明した者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

- (7) 県立特別支援学校スクールバス運行業務について、過去に当該業務の委託契約に基づく業務改善モニタリングにより改善事項通知書の送付を受けたことがある場合において、当該業務の見直し等により必要な改善を行ったと県が認めた者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 栄戸 電話048-830-6885（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県庁衛生会館3階531会議室 令和元年8月27日（火）午前10時15分

- (4) 郵便による場合の入札書の宛先及び受領期限

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 令和元年8月26日（月）午後5時（必着）

なお、書留郵便によること。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記3(1)の提出場所に令和元年8月1日（木）午後5時までに紙媒体で提出し、

競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、令和元年7月19日（金）午後5時までに、上記3(1)の提出場所に提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受領した日から30日以内に当該委託料を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required: School bus service for " Omiyakita School for Special Needs"

(2) Time-limit for tender: 10:15 a.m., August 27, 2019 (tender submitted by mail: 5:00 p.m., August 26, 2019)

(3) Contact point for the notice: General Affairs Section, Special Support Education Division, Prefectural School Department, Saitama Board of Education, Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301, Telephone 048-830-6885

告 示

埼玉県告示第二百五十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和元年七月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県立越谷西特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

令和2年1月1日（水）から令和6年12月31日（火）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課長が指定する場所

(5) 入札方法

入札金額については、履行期間全体の総価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 県立特別支援学校スクールバス運行業務入札参加資格等に関する公示（平成30年埼玉県告示第549号）に基づき、一般競争入札参加資格者としてA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 事故の発生又は発注者の要請があった場合に、迅速かつ適正に対応できる体制を有すること。

(6) 本件業務について、仕様書等に示す各要求事項を確実に履行できることを証

明した者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

- (7) 県立特別支援学校スクールバス運行業務について、過去に当該業務の委託契約に基づく業務改善モニタリングにより改善事項通知書の送付を受けたことがある場合において、当該業務の見直し等により必要な改善を行ったと県が認められた者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 栄戸 電話048-830-6885（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県庁衛生会館3階531会議室 令和元年8月27日（火）午前10時45分

- (4) 郵便による場合の入札書の宛先及び受領期限

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 令和元年8月26日（月）午後5時（必着）

なお、書留郵便によること。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記3(1)の提出場所に令和元年8月1日（木）午後5時までに紙媒体で提出し、

競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、令和元年7月19日（金）午後5時までに、上記3(1)の提出場所に提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受領した日から30日以内に当該委託料を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required: School bus service for " Koshigayanishi School for Special Needs"

(2) Time-limit for tender: 10:45 a.m., August 27, 2019(tender submitted by mail:5:00 p.m., August 26, 2019)

(3) Contact point for the notice: General Affairs Section, Special Support Education Division, Prefectural School Department, Saitama Board of Education, Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301, Telephone 048-830-6885

告 示

埼玉県告示第二百五十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和元年七月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県立所沢おおぞら特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

令和2年1月1日（水）から令和6年12月31日（火）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課長が指定する場所

(5) 入札方法

入札金額については、履行期間全体の総価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 県立特別支援学校スクールバス運行業務入札参加資格等に関する公示（平成30年埼玉県告示第549号）に基づき、一般競争入札参加資格者としてA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 事故の発生又は発注者の要請があった場合に、迅速かつ適正に対応できる体制を有すること。

(6) 本件業務について、仕様書等に示す各要求事項を確実に履行できることを証

明した者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

- (7) 県立特別支援学校スクールバス運行業務について、過去に当該業務の委託契約に基づく業務改善モニタリングにより改善事項通知書の送付を受けたことがある場合において、当該業務の見直し等により必要な改善を行ったと県が認められた者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 栄戸 電話048-830-6885（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県庁衛生会館3階531会議室 令和元年8月27日（火）午前11時15分

- (4) 郵便による場合の入札書の宛先及び受領期限

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 令和元年8月26日（月）午後5時（必着）

なお、書留郵便によること。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記3(1)の提出場所に令和元年8月1日（木）午後5時までに紙媒体で提出し、

競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、令和元年7月19日（金）午後5時までに、上記3(1)の提出場所に提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受領した日から30日以内に当該委託料を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required: School bus service for " Tokorozawa ozora School for Special Needs"

(2) Time-limit for tender: 11:15 a.m., August 27, 2019(tender submitted by mail:5:00 p.m., August 26, 2019)

(3) Contact point for the notice: General Affairs Section, Special Support Education Division, Prefectural School Department, Saitama Board of Education, Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301, Telephone 048-830-6885

告 示

埼玉県告示第二百五十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和元年七月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び予定数量

埼玉県警察本部分庁舎（宮原）ほか44施設で使用する電気 契約電力6,869キロワット 予定使用電力量23,608,577キロワット時

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂

3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和元年6月3日

4 落札者の氏名及び住所

東京電力エナジーパートナー株式会社 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号

5 落札金額

401,911,619円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成31年4月16日

告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和元年七月九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年七月九日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 相原秀行

<p>志木停車場線</p>	<p>路線名</p>
<p>志木市本町六丁目二三六三番二地先から同市本町六丁目二三六三番一地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和元年七月九日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成三十年十一月六日付け埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第六号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。延長一九・八七メートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和元年七月九日

埼玉県越谷建築安全センター所長 平野 隆

一 許可番号

令和元年六月二十八日

指令越建セ第三〇〇〇一七一号

二 検査済証番号

令和元年七月四日

越建セ第一四三一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町大字国納字丸屋二百六十六番一、二百六十七番、二百六十九番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町百間五丁目七番二十二号 ヴェルデイハイツⅢ二〇一号
野口 雄太